

平成19年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成19年12月7日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	林 国夫 君
副議長	内馬場 克康 君
1 番	吉 岡 文子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
13 番	紫 藤 政 則 君
15 番	谷 村 孝 一 君

◎欠席議員（1名）

12 番 本 郷 幸 治 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君

商工交流部長	酒 卷 進 君
農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	三 谷 純 一 君
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教 育 長	村 上 忠 雄 君
教 育 部 長	安 田 昌 彰 君

選挙管理委員会委員長	熊 野 宗 男 君
事 務 局 長	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	山 崎 一 広 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	和 田 友 子 君
総 務 係 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10 番 小関勝教議員

11 番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員（登壇） 2007 年第4回定例市議会にあたりまして、私は大綱6点についていずれも市長に質問をいたします。

大綱1点目は、行財政運営についてであります。

その1つは、07年度決算見込みと主な内容についてであります。このことにつきましてはその主なる内容、要因を含めまして、一般会計の実質収支見込、病院会計におきましてはバランスシート上の不良債務のいわば累計の見通し、そして病院再編推進室の人件費について何度かいろいろな場でご質問しておりますが、この負担の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

2つは、来年度の予算編成方針のポイントと不足財源、これをどう対応するかについての考え方についてお示しをいただきたいと思います。

その3つは、本年6月に制定されました財政健全化法についてであります。

1つは、この法律のアウトライン、ポイントと旧制度であります。いわば財政の再生法、健全化法、これらの制度と法律との相違点について、特徴的な部分をお示しをいただきたいと思います。

財政健全化法にかかわる2つ目ですが、すでに新聞報道等で示されております4つの判断比率がどのようになるかということ

でございますが、美唄の実態について06年、平成18年の決算ベースで状況がどういう比率になるのか、4つの判断比率についてお示しをいただきたいと思います。とあわせまして、政省令で規定をされております基準値であります。いわゆるアルファ、ベータの基準値でありますけれども、この国の公表の時期等について、知り得る情報がありましたらお示しをいただきたいと思います。

大綱2点目は、市長選挙公約について伺います。

04年、平成16年9月市長選挙において、市長は選挙公約を掲げられ、私は何度かこの公約の内容についてマニフェストをしっかりと位置づけて、いつどのようにこういった行政効果を期待して実証するのか、事業概要、それから事業期間、効果、そしてその行程と、マニフェストの4要素と言われておりますが、これらを打ち立ててみずから行おうとする公約を具体的に市民に明らかにして、計画的に実施をするように、いまそういうお話をさせていただいておりますが、市長の任期は来年の9月までであります。この4年間の集大成とも言える来年度予算、これが最後のチャンスだということになっているわけですが、今日までの掲げた31項目の公約の進捗状況と、その達成見込み、このことについてお答えをいただきたいと思います。

選挙公約にかかわる2つ目でございますが、公約の推進と総合計画、上期、下期、前後期基本計画、期間の設定のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

多治見市はこの計画行政の、日本でも自治体の中では高い評価がある自治体でございま

す。

先般、旧多治見市長のお話を聞く機会がございました。改めて計画行政の大切さというものを知らされたわけですが、ここでは市長が選挙に出て、そしてその掲げた公約を市政に反映をしていくと、そういう意味でのこの総合計画とのかかわりにおいて、実際に市長が今日まで3年有余市政を担ってこられて、自らの経験から感じるもの、この計画期間のありようについて率直なところをお尋ねしたいと思うわけであります。

現在の総合開発計画の考え方は前期が5年、後期5年、10年間。現在は後期計画であります。平成18年から5年間の計画が示されているわけであります。市長が当選をなさったのは前期計画の1年前の就任でございます、少なくとも前期の5年間は前任者でのかかわりでの事業が選定されていたわけであります。

私はこれからのこの基本計画を考えるにあたりまして、市長選挙によってかわるということがはっきりしているわけでありますから、計画期間の設定について、最終年、5年間の最終年についてはこのことを切り捨て、新たに長が1年から新たな計画を作り直すと、こういう考え方に立つべきでないだろうかと思うわけであります。

この辺について、その考え方についてお尋ねをしたいと思います。

大綱3点目は、10.27 火災の検証と再発防止について伺いたいと思います。

この火災では、消火活動にあたっていた2人の消防士が殉職するという痛ましい結果を招きました。逝去されたお2人のご冥福とご遺族に対するお悔やみを心から申し上げます

とともに、被災された関係者の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

火災状況につきましては、11月19日の議員協議会で詳細な説明があり、本定例会初日には市政報告があったところですが、この議場を通じて市民の皆さまに知っていただく必要性から、以下2点お尋ねをいたします。

1つは、殉職されたお2人の状況を中心に火災現場における消火活動状況と現時点での反省点が整理されていれば、その内容についてそれぞれお示し下さい。

2つは、事故調査委員会の調査状況についてであります。

質問に入る前に消火活動を見守っていた1人として、私もこの消火活動を見守っておりました、また、市民の皆さんから寄せられた声、その後のマスコミ報道を受けて外部の視点で感じたことを何点か申し上げたいと思います。

1点目は、火災・建物内の消火活動の把握と指揮命令の伝達を徹底するために必要な装備として、すでに指摘をされております携帯無線の配備の充実についてであります。

2つは、すでに対応されている職員へのサポートについてですが、3次ストレスに対するメンタルヘルス面について一過性でない独自の継続したケアの実施についてであります。

3点目は、建物状況の把握と消防水利の点検・確保についてです。

建物の老朽化や空洞化が市街地にも及び、空き家が散見される美唄の家屋の状況を把握して、消火栓、防火水槽等消防水利の配置状況等の再点検に取り組むべきではないかということであります。

4点目は、市民参加による消防行政の推進についてであります。

このたびの火災、そして続けて起きたコンビニ火災の消防活動を見守っていた一部の市民から、もっと早く現場に到着できなかったのでは、もっと早く放水できなかったか、タンク車の破損は駐車位置に問題があったのではないか、作業用足場が組み立てられているのにはしご車の位置は適切だったのか、などの声が寄せられます。

無責任なものなのか、傾聴に値する指摘なのか、私には的確に把握することができません。しかし、主権者は市民であります。殉職されたお2人の貴い命、この命が失われたというこの火災を教訓に、二度とこのような事態を起こさず、日々市民の命と財産を守るために精励されている消防関係者の努力を知っていただくきっかけにするためにも、市民の皆さんの疑問に答える姿勢が大切だと思います。

以上4点は、私の率直な感想でございます。以下質問に戻りますが、事故調査とこの率直な感想について、できれば並行して検討していただければありがたいという思いであります。

さて、本論に戻りますが、すでに調査委員会が設置をされ、調査が行われていると承知をしていますが、以下お尋ねいたします。

1つ、委員の構成メンバーとそのメンバーに外部員が加わっているか。2つ、どんな項目を調査しているか。調査内容について。3つ、いつまでに結論を出すのか。事故調査結果の取りまとめ時期について、それぞれお答え下さい。

大綱4点目は、原油価格高騰による市民生活への影響と対策についてであります。

原油価格の高騰は、市民生活を直撃しています。特に燃料の高騰は、この美唄、積雪寒冷地でありますこの美唄に住む市民にとって、まさに暮らしを脅かす内容であります。

市内の燃料価格がどのように推移しているのか、この状況とそしてこの原油価格高騰がどのようにこの市民に影響を及ぼしているのか、その影響の状態について把握した内容についてお示しをいただきたいと思います。

2つは、新聞報道等によりますと、国も道もこの原油価格の高騰について緊急対策を講じる、こういう考え方が示されています。これらの対策の内容はどのように把握をされているか。併せて市としての生活弱者への対策拡充についてであります。

市としてのこの灯油にかかわる対策については、すでに福祉灯油の復活をみて、これらの要綱が定まり、一定の募集作業が行われていると承知をしています。一方で、この対象につきましても、所得制限、あわせて年齢制限、これらが設けられておりまして、極めて限定された対象者というふうになります。

この福祉灯油が議論されました9月の議会、この段階からすでに経過をした状況をみますと、灯油の燃料が大変市場最高値に近い内容で高騰しているわけであります。

私はこの灯油の生活弱者への対応策として、取り組まれた内容につきましては、美唄の取り組みは非常に優れているというふうに理解をしています。福祉のまちづくり条例をベースにいたしまして、市が単独で行うのではなくて、市内の関係する燃料関係の事業者の皆

さん、それから共同募金のその募金の使途についてかかわる共同募金の関係者の皆さん、これらの3者と共同で行おうという内容でありまして、まさに福祉のまちづくりに相応しい取り組みが行われていると理解しています。

ぜひこれらの趣旨をいかして、この灯油の価格の高騰に対応でき得るように、既存の制度、これらを拡充するようにすべきだろうと私は思うわけでございますが、このことについてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

大綱5点目は、市職員の働く環境についてであります。

その1つは、人事管理と退職制度について。

1、定員適正化計画、これはすでに定められております。この推進状況について、部門職種ごとにお示し下さい。

2つ、非正規職員の部門・職種・雇用形態別の配置状況をお示し下さい。非正規職員は、美唄市全体で300人を優に超えております。正規・非正規あわせると830人前後の職員がいるわけではございますが、これらもいわば通常の業務を行っている部分多いわけでありまして、これらの実態についてこの際改めてお尋ねをする次第でございます。

3つ、勧奨退職制度の法的性格と市の基準運用等取扱いルールについてお尋ねをいたします。

勧奨退職制度につきましては、1985年に定年制度が実施をされまして、本来であれば勧奨退職制度というものはその役割を終えたわけではありますけれども、その後も幹部職員の新陳代謝、後進に道を譲るという人事政策上の要素をポイントにいたしまして、制度が存

続されております。

これらの法的な性格、これは美唄市市長の思いということよりも、法的な性格としてどう把握をされているか。あわせて美唄市が勧奨退職制度をしたためて、それらの具体的な運用、基準についてのルールを定めておりますが、この際、改めてそのお示しをいただきたいと思えます。

4つ、市立病院の再編計画素案における職員配置の考え方であります。

その1つは、正規・非正規・部門・職種・年齢・勤続年数別の配置状況であります。

これは再編のされる前、そして再編をいま予定している明年の4月1日と前後を比較してお示しをいただきたいと思えます。

極めて短時間の間に多くの職員が職を失うことを想定した現在の素案であります。正規職員はもとより、恒常的な業務に長期勤続をしている非正規職員のこの動揺はただならぬものがあります。どういう対象者に絞ってこの新たな縮小に伴う職員配置をしようとしているのか。それらを把握する意味で、この配置状況についてお示しをいただきたいと思えます。

2つ。新しい再編の前後を比較いたしまして、この配置にあたっての基準であります。

看護師の配置については何対何の配置基準なのか。それからその他の医療2表等の技能職員、技術職員のこれらの配置がどのような基準をもって行われているのか。これらの考え方のいわば根拠、これについてお示し下さい。

3つは、配置に影響するアウトソーシングの内容であります。

素案によれば、新たな委託について言及をされております。具体的にどのようなアウトソーシングを考えておられるのかお示し下さい。

4つ、素案が提示をされた11月26日から明年の4月1日の実施に至るタイムスケジュールとその内容について伺いをします。

このことにつきましては、11月26日の特別委員会、地域医療の特別委員会でも一定の議論がありましたけれども、具体的なスケジュールについては示されませんでした。いつ何をどうクリアして、4月1日に行こうとしているのか。特に、職員の対応に関する状況について、詳しくその内容についてお示しをいただきたいと思います。

次に雇用確保策であります。

職員の大幅な縮小、こういうことを考えるにあたって、雇用面での対策というものを当然講じておられると思いますが、具体的にその内容をお示しいただきたいと思います。

中項目の2つ目についてであります。

職場安全衛生について伺います。

職場安全衛生につきましては、労働安全衛生法という法律をベースにいたしまして、美唄市でもそれに沿ったルールが定められております。この安全衛生管理のまず管理体制のルールであります。

管理体制と申しますのは、いわば安全管理者、統括管理者等の配置の状況、それから衛生委員会等の開催状況、これらの美唄における実態と問題点をどのように把握をされているか。

2つ目は、衛生環境の実態と問題点であります。ルールに基づく衛生基準、これらの状況をまずお示し下さい。次に、室温・照度等

の測定状況、今日は大変暖かいわけでありますが、この庁内の室温・照度等の測定状況。

3つは、時間外で働く職員に対する、職員がどういう状況で働いているのか。併せて勤務時間外の室温の管理というのがどのように行われているか、お示しをいただきたいと思います。

最後、大綱6項目目であります。

地域医療について伺います。

その1つは、統合断念後の地域医療確立に向けた取り組みについて。合意形成組織が立ち上がったのかどうなのか。市民組織です。それからこの統合断念後の美唄の市に求められる、地域に求められる市民、患者の皆さんのニーズ把握というのをどのようにしようとしているのか、されたのか。それからすでに今年の3月の地域医療マスタープランは役に立たなくなったわけありますから、この統合断念後の状況を踏まえた新しいマスタープランの策定が必要だと思われませんが、このことについてそれぞれお答えをいただきたいと思います。

その2つは、市内の医療施設の現状と今後についてであります。

私どもが外から見る限りにおきまして、駅前にも新しい病院がいま建設されておりますし、それから病院の近くの地域にもまた新たな病院が開院しております。

日々美唄の医療施設というのは変化しているわけあります。これらの市内の医療施設の現状とこれからの見通し、どのように把握をしておられるか。でき得れば病院の名称、診療科目、病床数、医療従事者等これらについて把握している内容をお示ししてください。

次に、美唄労災病院の再編と今後の影響であります。

11 月 26 日の地域医療特別委員会では、労災病院の新たな組み立ては、12 月の上旬と、こういうことも示されておりました。

これらに関して、この再編計画がどのようになっているのか、そして労災病院独自で美唄市とか医師会等との協議がなされたのか。市はご当人ですからわかるでしょうから、医師会等の動きもどのようになっているのか。

それから再編後、いわば縮小、人員整理、病床数の削減、これらはいわば避けて通れない状況であるわけでありましたが、市民や患者、さらにはこの美唄の地域、雇用面・経済面これらに及ぼす一言で言えば市の勢い、市政への影響についてお示しをいただきたいと思えます。

次に、市立病院の再編と今後の影響であります。

趣旨は労災病院と同様であります。このことについても過日議論されております。合意形成、組織づくりの必要性を訴え、検討されたわけでありましたが、これらの組織づくり等の合意形成状況、当然これには労災やら医師会等の議論というものもあるわけでありまして、これらの状況がどうなっているか。そして、成案を得る時期というのはどこにしているのか。市立病院の再編素案には、平成 20 年、08 年の事業収支見込は書いておりましたが、それ以降の内容についてはまったく触れられていません。

中・長期の事業計画とあわせまして、22 億 8,000 万円になろうとしている不良債務の解消計画もあわせて示すことが新しい病院が成

り立ち得るのかどうなのか、我々もそれから医療従事者も、市民の皆さんもそのことがわからなければならないというふうに思うわけですが、これらの中・長期の収支計画についてできているのか、策定途中なのか、その状況について。

それからあわせて、国は赤字病院、公立病院について 70 床以下の病床利用率、これについて考え直せ、あわせて赤字が続くところについては縮小統合等を含めた新たな考え方を示しています。あわせて道も、この道の地域をブロック化しまして、そして新たな枠組みを示されております。直近のこれらの国・道等の動向をどう把握されているか。

引き続き労災病院の再編等の関連でございますが、労災病院が仮に縮小を予定どおりされ、透析患者等が行き場所がなくなった場合に市としてどうするのか。労災病院の関連での美唄市立病院がどのようにそのことを吸収するのかできないのか、これらの状況について。

最後になりますが、先に申し上げたとおり、市立病院が再編して縮小することによるこれらの影響。経済的な影響も含めて市のまちづくりへの影響、市政への影響、これらについてそれぞれお示しをいただきたいと思えます。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 （登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

はじめに、行財政運営について、07 年度決算見込みと主な内容についてであります。平成 19 年度決算見込みについては、一般会計につきましては、歳入では普通交付税が予算

を下回るとともに、特別交付税については病院の第5次経営健全化指定継続に向けて要請しているものの、大幅な予算割れが見込まれる状況にあること、歳出では原油価格の高騰により燃料費の増が見込まれるところであります。

このため、退職手当債発行の検討のほか、市税の確保をはじめ、より一層の経費の節減を進めることとしておりますが、極めて厳しい見通しにあると考えております。

病院会計の累積不良債務につきましては、第5次経営健全化の1億5,000万円の繰出金を含めて22億8,000万円と見込んでおります。

なお、推進室の人件費につきましては、市立病院会計で負担する予定でございます。

次に、08年度予算編成方針のポイントと不足財源対応の考え方についてであります。持続可能な経営基盤の強化を図るため、単年度収支均衡のほか、連結赤字の計画的な解消や公債費をはじめとする将来負担の適正化を目指すものとしております。

なお、現時点では収支不足額として2億6,000万円程度と試算いたしましたが、予算編成にあたりましては一般行政経費の削減などを中心に徹底した歳出削減と歳入確保を図り、単年度収支の均衡を目指してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化法についてであります。従来、地方財政再建促進特別措置法では、普通会計の赤字額が標準財政規模の20%以上の場合、財政再建計画を策定しなければ建設地方債を発行できないという制度でありましたが、このたびの法律では従来の赤字比率に加えて全会計、公社・第3セクターを含めた連

結ベースでの視点や負債等ストックを対象とした指標が新たに盛り込まれ、あわせて監査委員の審査や議会の議決・公表など、情報開示の徹底が規定されたこと。早期の段階での健全化を促進するための義務付けが盛り込まれたことなどであります。

次に、健全化判断比率の積算内容と平成18年度決算における本市の試算についてであります。実質赤字比率は普通会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率で、黒字決算となりましたので美唄市は該当いたしません。

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率で、19.2%と試算しております。

実質公債費比率は普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で23.7%であります。

将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、詳細の取扱いが示されていないことから、現段階では試算できないところであります。

また、健全化及び再生段階の基準につきましては、一部新聞などで報道されておりますが年内中に公表される見通しであり、現時点では決定していないところであります。

次に、市長選挙公約について、公約の進捗状況等についてであります。市長選の際お示しした私の公約31項目のうち、すでに実施したもの及び実施中のものについて申し上げます。「生活安全条例の制定」「ブックスタートの実施」「美しい環境づくりの推進」「農政部の新設」「間口除雪制度の充実」「福祉教育・英会話教育の取り組み」「市内事業者や小規模

事業者への発注」「公共施設の音楽演奏施設としての活用」「温泉と飲食街などを結ぶ交通アクセスの確保」「地域と温泉を結ぶ無料送迎バスの走行」「行政経費の見直しの徹底」「民間活力の導入」の12項目であります。

また、一部実施中あるいは国に対して要望中のものにつきましては、「カムバック美唄運動の受け入れ体制づくり」「大規模食糧備蓄基地の誘致」「地域医療ビジョンの策定」「医師の確保」など13項目あり、今後さらに検討を要するものとして「医療費助成の充実」「ふるさとの森づくり運動の推進」「公共施設の農業体験学習」など6項目となっております。

まだ実現できていないものにつきましては、厳しい財政状況を踏まえながら予算編成の中でさらに検討を加え、美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画、公債費負担適正化計画との整合性を図りながら実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公約と計画期間のあり方についてであります。本市の総合計画については基本構想を10年間、基本計画を5年間と設定しており、公約実現にあたっては後期基本計画を策定する際に、公約の個別項目に関して取り組みが可能なものから計画に位置付けたところであり、計画の推進管理の方法としては事務事業評価により行っております。

計画期間を任期とリンクさせることについては、今後次期総合計画の策定に向けて先進事例などを参考に研究させていただきたいと考えております。

次に、10.27火災の検証と再発防止についてであります。調査委員会の調査状況についてであります。今回発生した事故の原因

究明と分析を行い、再発防止へ向けた安全対策を図るため、10月28日に「大通西1条南2丁目建物火災事故調査委員会」を設置し、いままでに4回の委員会を開催したところであります。

委員の構成については、委員長に消防署長、委員に課長補佐以上7名のほか、現在3名の外部委員を委嘱しているところであります。

調査内容は、火災概要に関すること、現場活動に関すること、事故原因に関すること、今後の安全対策に関することです。

なお、事故調査結果の取りまとめ、時期につきましては、平成20年1月末を目途としております。

次に、原油価格高騰による市民生活への影響と対策について、市内燃料価格の推移とその影響についてであります。市内の灯油価格は市が実施している消費生活モニターの調査では、ことしの需要期に入った11月の価格は1リットル当たり84.9円で、去年の需要期平均価格と比較して14%、10.4円の上昇となっております。

先ごろ北海道経済産業局から12月3日時点での道央地区の平均価格は1リットル当たり96.4円に上昇したとの調査結果が公表されたところであります。

暖房用灯油価格の高騰による家計への影響として、市内の平均家庭が使用する灯油量などのデータがないため、参考として札幌市のデータを基に試算しますと、本年度需要期の1世帯当たり灯油購入量は1,008.5リットルで金額にして94,830円となり、昨年と比較して2万0,620円の負担増になるものと推計されます。

なお、原油高騰は原材料や輸送コスト、石油製品の価格の上昇を招き、地域経済に与える影響が大きいものと考えております。

次に、国・道の対策と市としての生活弱者への対策についてであります。国においては近日中に最近の原油価格高騰をうけた対策の取りまとめを行うとの発表をしているところであり、道においては消費者対策として特別生活資金の貸付や地域政策補助金の活用など、産業及び中小企業対策として、影響調査の実施や相談窓口の設置、金融対策等の支援を行うと伺っております。

本市では、共同募金会美唄市会及び美唄灯油・重油部会との3者連携により、福祉灯油事業に取り組んでいるところであり、現在申請受付や支給者の決定などの事務を取り進めているところでございます。

福祉灯油は一定の所得要件に該当する70歳以上の高齢者のみで構成される低所得世帯の方々に対して、1世帯あたり4,000円を限度として現物支給することとし、支給量としては40リッターを見込んだところであります。

今後につきましては、国・道の対策を見極めながら、市としての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、市職員の働く環境について、人事管理と退職制度についてであります。はじめに定員適正化計画は平成18年度から平成22年度までの5年間の計画期間で、病院医療職を除き全体で426名から39名、9.15%を減じ、387名とする数値目標を設定しており、進捗状況は平成19年4月1日現在で申し上げますと、一般行政部門については削減目標21名

減に対し、15名減で71.4%の進捗状況、消防と教育の特別行政部門については、削減目標13名減に対し、9名減で69.2%の進捗状況、公営企業等部門については削減目標5名減に対し、増減なしで0%の進捗状況となっております。

今後におきましても、定員適正化計画の目標達成に向け、自立推進計画の進捗状況にあわせ、毎年見直しを行ってまいります。

なお、職種別、細目別ごとの計画とはなっていないものであります。

次に、非正規職員の部門、職種、雇用形態別配置状況についてであります。平成19年12月1日現在で申し上げますと、総務部は嘱託職員が7名で、内訳は事務職2名、運転士・整備士3名、電話交換手1名、施設管理員・清掃員1名。

市民部は嘱託職員が6名で、内訳は事務職3名、運転士・整備士1名、業務員1名、交通指導員1名。臨時職員が7名で、内訳は事務職5名、業務員1名、施設管理員・清掃員1名。

保健福祉部は嘱託職員が45名で、内訳は事務職3名、保育士7名、栄養士1名、看護職3名、運転士・整備士1名、介護員・支援員22名、調理員1名、手話通訳士1名、相談員3名、指導員・児童厚生員1名、社会福祉士・介護支援専門員2名。臨時職員が52名で内訳は事務職3名、保育士13名、看護職4名、介護福祉士1名、介護員・支援員15名、公務補4名、調理員4名、施設管理員・清掃員2名、手話通訳士1名、相談員1名、指導員・児童厚生員3名、社会福祉士・介護支援専門員1名。

商工交流部は嘱託職員が1名で、内訳は事務職1名。

農政部は臨時職員が4名で、内訳は事務3名、相談員1名。

都市整備部は、嘱託職員が3名で、内訳は事務職1名、運転士・整備士1名、徴収員1名。臨時職員が6名で、内訳は事務職2名、運転士・整備士4名。

市立美唄病院は嘱託職員が36名で、内訳は事務職10名、医療技術職2名、看護職・看護助手14名、ボイラー技士4名、調理員6名。臨時職員が22名で、内訳は事務職2名、医師2名、医療技術職6名、看護職・看護助手5名、調理員7名。

教育委員会は嘱託職員が20名で、内訳は事務職5名、公務補10名、施設管理員・清掃員1名、指導員・児童厚生員4名。臨時職員が59名で、内訳は事務職1名、公務補6名、調理員17名、施設管理員・清掃員6名、指導員・児童厚生員15名、介護員・障がい児補助員13名、臨時講師1名。

消防は嘱託職員が4名で、内訳は事務職1名、消防職3名。

各種委員会等は嘱託職員が1名で、内訳は事務職1名となっております。

なお、臨時職員についてはパート職員を含んでおります。

次に、勧奨退職制度についてであります。これは地方公務員法における分限・懲戒による職員の意に反して行われる離職とは異なり、任命権者が財政負担の軽減、行政組織の活性化等を図るため、雇用関係にある者に対し自発的な退職意思の形成を促し、双方の合意に基づき退職をすすめていく制度であります。

本市においては、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例に規定する勧奨を受けて退職する者の取扱いを、美唄市職員勧奨退職取扱要綱に定めており、勧奨の要件としては人事管理を円滑に行うため、行政組織の活性化を図る場合、病気等により職務の遂行が困難な場合としております。

また、年齢要件50歳以上、労務職53歳以上、医師55歳以上、勤続年数が25年以上で、後進に道を譲るため退職を希望する場合は、特例として勧奨退職することができることとしております。その場合、退職手当は退職時の年齢に応じて退職時の給料月額に最大20%割増しし、さらに平成18年12月1日から平成23年3月31日までの期間は勤続年数15年以上、退職時の年齢が45歳以上55歳以下の場合は、北海道市町村職員退職手当条例の特例措置を適用することとし、退職手当支給額は最大30%割増しし、支給されるものでございます。

勧奨の時期、退職年月日については退職日の3月前までに退職の勧奨を行い、9月30日、3月31日を退職日として定めておりますが、勧奨退職職員に特別な事情がある場合で、市長が必要と認めたときには勧奨の時期及び退職期日を変更することができるものであります。

次に、市立病院再編計画素案における職員配置の考え方についてであります。職員の配置状況等につきましては、平成19年4月1日現在での医師を除く職員配置は、部門別で申し上げますと看護部門については、看護師は正規職員81人、臨時職員1人。看護助手は嘱託職員15人、臨時職員3人。医療技術部門

については、技師等は正規職員 15 人、臨時職員 2 人。助手等は嘱託職員 9 人、臨時職員 11 人。事務部門については、正規職員 13 人、嘱託職員 9 人。その他の部門については、正規職員 2 人、嘱託職員 4 人、臨時職員 2 人となっております。

また、再編計画素案での医師を除く職員配置は、看護部門については、看護師は正規職員 37 人、嘱託職員 16 人、臨時職員 6 人。看護助手は嘱託職員 10 人、臨時職員 6 人。医療技術部門については、技師等は正規職員 15 人、助手等は臨時職員 12 人。事務部門については正規職員 8 人、臨時職員 3 人。その他の部門については正規職員 1 人、臨時職員 1 人となっております。

次に、配置基準の考え方と根拠についてありますが、病棟の看護師の配置につきましては、診療報酬上の基準による入院患者数に対する配置基準と、夜間勤務の回数基準をクリアすることを基本に、それぞれの部署での業務に応じた配置を行っております。

病棟以外の看護師及び各診療部門、事務局等については、各業務の内容や業務量の実態に応じた職員配置を行っておりますが、患者数の減少や業務の見直しによって、毎年配置の内容については見直しを行ってまいりました。

再編計画素案につきましては、職員配置の基本的な考え方は変わりませんが、より効率的な職員配置を行うため、業務や雇用形態の見直しを行い策定したところでございます。

次に、配置に影響するアウトソーシングの内容についてありますが、再編計画素案では、これまで診療報酬計算業務の一部につい

て、業務委託を行っていましたが、この業務については全面的に委託するほか、ボイラー業務についても委託する内容としており、このことによる職員数の影響は嘱託職員 8 名でございます。

なお、業務委託の実施にあたっては、委託業者と協議する中で職員の雇用について配慮してまいりたいと考えております。

次に、素案提示から実施に至るタイムスケジュール等についてであります。病院再編計画素案は 11 月 26 日の地域医療問題調査特別委員会でその内容を説明させていただいたのち、市立病院の運営会議で説明し、理解をお願いしたところでございます。その後、病院職員に対して、28 日から 3 日間素案の説明を行っております。

現在、職員配置や業務委託の内容の細部について検討をしており、修正すべき内容について精査し、年内には成案として示してまいりたいと考えております。

また、医師会とは労災病院とともに、両病院の新体制後における市内の救急診療について早急に協議する予定としており、今後の救急医療の確保について協力をお願いしてまいります。

職員の対応については、素案の説明後から相談等にあたっておりますが、勧奨退職制度の取扱い等においては職員の意向にできるだけ対応していくほか、その内容については職員に周知してまいります。

次に、職員の雇用確保策についてありますが、市内及び隣接の市町村の医療機関を中心に、雇用の情報を集約し職員に提供するほか、市の組織内での異動等についても検討し

ているところであります。

次に、職場安全衛生についてであります、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法に基づき、美唄市職員健康管理規則を定め、安全衛生管理体制として総括衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者を配置するほか、衛生委員会を設置し、安全衛生の向上に努めているところであります。

また、衛生委員会については、年に3回程度開催しており、主な検討課題としましては健康管理と指導のあり方、メンタルヘルス対策、分煙対策等となっております。

次に、衛生環境の実態等についてありますが、衛生基準では室温、照度、給水、廃棄物などさまざまな基準がありますが、室温では17度以上28度以下となるよう努めること。照明では普通作業の場合の照度は150ルクス以上にすることとなっております。

これらの基準から、庁舎の冬期の室温は省エネ等を考慮した20度を基本設定とし、また照明は、事務室については300ルクス以上としております。

室温は1階及び2階で測定し温度管理していますが、建物の構造などから部署によっては20度以下のところもあるのが実態であります。また、照度については省エネを基本とした照明の利用としております。

時間外勤務などの暖房対策につきましては、休日、夜間において行事、会議等がある場合などは必要に応じボイラーによる暖房、あるいはガス暖房設備のある1階、2階の会議室を利用することとしております。

次に、地域医療について、地域医療確保に、

確立に向けた取り組みについてであります、組織づくりについては今後検討してまいりたいと考えております。

市内の医療ニーズにつきましては、地域医療マスタープランを策定した時点から大きな変化はないものと考えておりますが、今後とも引き続き把握することは必要と考えております。

地域医療の確保につきましては、市としまして病院事業を継続するため、市立病院再編計画素案を策定いたしました。医師の退職などにより、これまでの診療体制を維持することが困難な中、医師数に応じた体制を構築するほか、市・内外の医療機関との連携により地域医療を確保してまいりたいと考えております。

次に、美唄労災病院の再編等についてありますが、美唄労災病院の今後のあり方につきましては、機構本部から正式に決定した後、美唄市に報告したいとの考えが示されており、それを踏まえ課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、美唄労災病院と医師会との協議については把握していないところであります。

また、美唄労災病院には現在約300人の職員の方々が勤務されており、これら職員や関係する方などの雇用面、さらに市税収入はもとより、病院及び職員等による市内消費など、今後の再編の規模にもよりますが、一定の影響が生じるものと考えております。

次に、市立病院の再編等についてありますが、市立美唄病院の再編計画素案は病院の運営会議のほか、職員への説明を終え、現在労災病院と情報交換を行っております。

今後、美唄市医師会への説明等を経た後、年内には成案化したいと考えております。

中長期事業収支計画及び不良債務解消計画につきましては、総務省の「公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、今後明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、国・道の動向についてであります。本年 11 月に総務省の公立病院改革懇談会がまとめた「公立病院改革ガイドライン（案）」は、地方公共団体が経営する病院事業は事業単体としても、また当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営が求められるとし、公立病院を経営する自治体に「経営効率化に向けた改革プランの策定」と、「具体的な数値目標を設定」した「公立病院改革プラン」を平成 20 年度内に策定するよう求めています。

このため、総務省としてガイドラインを策定し、年内に病院事業を設置する自治体に通知することとしております。

また、道においては地域の他の医療機関と役割分担として相互に連携するなど、自治体病院の再編を促す「自治体病院等広域化連携構想素（案）」を明らかにしております。

また、労災病院再編につきましては、引き続き課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

市立病院の再編計画では、内科の入院が受けられなくなるなど、患者に対する一定程度の影響ほか、市内経済において一定の影響が生じるものと考えております。

なお、10.27 火災における消火活動状況と反省点については消防長から、市内医療施設の現状と今後については病院事務局長から答

弁させていただきます。

●議長林 国夫君 消防長。

●消防長佐藤賢治君 火災の消火活動状況と反省点につきましては、私からご答弁させていただきます。

10 月 27 日土曜日、午後 4 時 41 分。「大通海老名ビルの国道側で、解体作業でガスを使用していたのですが、火が燃え移ったようで煙っている状態です。」との通報を 119 番で覚知し、消防車 3 台 10 名で出動しております。

現場従業員の誘導で現場に到着。南東側 2 階上部の外壁面から少量の煙が出ているのを確認。2 名の隊員が正面入口前に設置されていた作業用足場を利用し、2 階窓を破壊進入し、内壁をはがして検索しております。また、1 階は照明が点灯されており、火や煙はまったくありませんでした。

4 名の隊員が 1 階正面入り口から進入、中央階段を利用し 2 階へ上がる途中作業員とすれ違っております。

さらに上階である 3 階にも作業員がいるものと考え、2 階窓から進入した隊員 1 名と 1 階正面入り口から侵入した隊員 4 名が 3 階に進入し検索したところ、南東角の壁において腰高ぐらいの炎を確認したもので、国道側に向けて注水部署を取っております。

その後、空気呼吸器を装着していた 2 名の隊員に筒先を託し、他の 3 名は現場隊長への状況報告や空気呼吸器装着などのため車両に戻り、内 1 名が呼吸器を着装し、再度 3 階へ進入するために戻ってきたときには、3 階部分は激しい熱気と濃煙で進入することができなかったものです。また、2 人の安否を確認しようと現場隊長を含め再度進入を試みまし

たが進入できませんでした。

室内の火の大きさや煙の量が少なかったことから、それほどの危険性を全員が感じていなかったもので、火点を早く点検し、小さな火のうちに消火することを考えていたものでございます。

両名は消防経験上、木造建築物の危険性は当然承知していたとは思いますが、ここで自分たちが火勢を防がなければ、隣接する建物などへ延焼し、大災害になる恐れがあると防御活動を続けていたものと考えております。

以上が、消火活動状況でございます。

反省点につきましては、現在事故調査委員会で事故原因等を究明するとともに、再発防止対策を検討しているところでございます。

●議長林 国夫君 病院局長。

●病院事務局長三谷純一君 市内の医療施設の現状と今後につきましては、私からご答弁させていただきます。

本年 12 月 1 日現在市内には病院が 5 カ所、診療所が 6 カ所開設され、一般診療を行っております。

病院は市立病院が内科など 7 診療科で 209 床、美唄労災病院は内科など 18 診療科で 300 床、花田病院は内科など 4 診療科で 120 床、しろした病院は内科など 2 診療科で 59 床、美唄希望ヶ丘病院は精神科など 3 診療科で 234 床、病床数の合計は 922 床となっております。

次に、診療所はすべて無床、入院ベッドを持っていないということでありまして、井門内科医院は内科など 4 診療科、なかさか医院は内科など 3 診療科、本山医院は内科など 4 診療科、つばや耳鼻咽喉科クリニックは耳鼻咽喉科、美唄メンタルクリニックは精神科な

ど 3 診療科、びばい眼科クリニックは眼科となっております。また、内科系のクリニックが明年開院する予定と承知しております。

なお、医療従事者については把握していないところでございます。

●議長林 国夫君 13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 少々欲張った項目でありまして、それぞれお答えをいただきましてありがとうございました。

何点か、再質問をさせていただきます。

行財政運営の 1 つは、推進室の人件費のことでございますが、これは何度かお話をしておりまして、研究とか検討とかというご答弁も過去あったようであります。どんな検討とか研究をされたんですか。その辺を教えてください。

それから、新しい財政健全化法、新聞報道でいろいろ言われております。北海道新聞の 11 月 22 日では、再生団体の指定基準 35 から 40 と、こういう報道がございました。朝日新聞等でも、これは再生基準が、連結赤字比率でございますが、25%というようなことも報道されていたこともございました。

市長は中央によく行く機会も多うございまして、独自の人脈もお持ちだというふうにも聞いておりますが、ご自身、もう時期出てくることで時間が経てばわかることかもしれませんが、特に連結赤字比率、美唄にとって一番注目される、可能性の高いと言われておりますこの 19.2 という、この連結赤字比率についてどのように見ておられるのか。この辺、率直なところをお示し下さい。

それから、この財政健全化法、先ほど特徴的な内容についてのお示しがありました。私

は特に、早期健全化団体とそれから再生団体、法律を読み込むまでいきませんが、眺めますと明確な違いがある。しかし、新聞報道等を時々読みますと、何かごっちゃにして考えられている嫌いがあるのではないだろうか。早期財政健全化も、財政再生も、同一のものとしてみる、そういう評価も散見される。

私は言われるレッドカードかイエローカード、こういうことで現状の、財政の実態というものの状況をみたときに、市立が抱える、病院が抱えるこの累積不良債務はいかんともしがたい、隠しようがない。これらは、どう解消するのかわかりませんが、計画ないからわからないが、一気にこれ解消できる仕掛けなんてできないわけでありますから、これは引き続き年次で解消していくとしても残るわけであります。

この際、じたばたしてもはじまらない、こういうふうに思うんですが、この辺早期健全化団体と、財政再生団体との相違について、この辺市長はどのように押えておられるのか。

次に公約ですが、最後の予算編成ということで力が入られると思いますが、先ほどのご答弁では実現に向けて取り組むとこういうことであります。

しかし一方、残された項目の課題が多い。未着手、それから着手途中 19 項目ある。さて、どの程度の事業に係るのかというのは、事業が示されていないから我々わからない。

最近のプレス空知です。私が質問するときは大体タイミングよくプレス空知が出るんですが、食の駅に関して 3 億円を想定とこういうふうな表現が出ておりました。新年度に何か頭打ち出すのではないかとということ

もありましたが、どういう手を打って実現に向けて、この平成 20 年度で残された課題を取り組むんですか。

新年度予算、先ほど不足財源 2 億 6,000 万円というお話がありました。これには市立病院の累積不良債務をどうするかというものはカウントされないというふうに承知をしておりますが、私は実現しようと思ったけれども現下の財政状況でこの期間中に、任期中にやるのは難しいと、改めてこの公約の示した内容について、実状を踏まえて再検討させていただきたい、こう言うのかと思いましたが実現に向けて取り組むと、こういうお話です。

だとするならば、どうやって取りくまれるか。基本姿勢。これは市長査定でも市長ご自身がご判断する政策判断でしょうから、積み上げて議論するということにはならないと思いますが、ここの所わかりやすく教えてください。

灯油の問題、原油の問題であります。いろいろご答弁ございました。国・道のいわば対応、施策を 1 つは見守ってどうするかということを考えていというお話でした。

新聞報道に福田総理の話がありました。寒いところに何とかしなければいけないのかと、福祉灯油は。これ、東京から見ているんです。それから道知事は中央に陳情したというのがテレビで出ておりました。

これは、全国的な視点で取り組むということには限界がある。地域の特殊性、寒冷地の特殊性があるわけでありますから、さらにはその地域でもばらつきがあります。雪が多いところ、寒いところ。高齢者の多いところ、そうでないところ。美唄に住んでいる皆さん

方の状況を把握するのは、これが基礎自治体の役割でありますし、市長ご自身の責任だと思うんです。

これ、健康を害したり、大変な事態になるのではないかと、灯油高騰による難民が出てくるのではないかとこう言われているわけです。

私は、道や国の動きをみるということではなくて、自らご判断をする、そのことが今求められている。そのための身近なこの地方自治体の長である、政治というのはそういうものではないかと思うんですけれど。非常に深刻な問題がこれから起きないとは限らない。せっかく対応されました、この福祉灯油の復活でありますから、内容のあるものにしていただきたい。

120 万円のうち、いま半分ほど道から来る。持ち出しにすれば 60 万円。そのほかに共同募金 40 万円、そして石油部会 17 万 8,000 円、こういう事業でやっておられるわけです。

この切実な要求に応えるというのは一般財源 60 万円です。これらの拡充です。福祉灯油に限定して結構だと思いますが、対象範囲、それからいま現在 1 世帯 4,000 円を上限にしておられるわけですから。少なくとも灯油のアップ相当については、これは上乗せをしないと、こういうことが必要ではないかと思いますが、お考えをお示し下さい。

人事管理の問題ですが、これ先ほど申し上げましたが、これ足していくとこれ何人になるかわかりませんが、非正規の皆さん方がもう職場に浸透しておられる。ずっと暗算すると 300 人を超える方が働いておられる。この人事の定員管理というのは、これらの方々も

踏まえた恒常職種やら臨時職種、いわゆる臨時的任用と、これらの現場の状況というのを把握した上で、職員の適正の配置を考えるべきだと思うんですが、そのことのお考えをお示し下さい。

勸奨です。

先ほど勸奨のいわば法的な性格ということでお尋ねをしました。いわば、本人の自主性、本人の意思ということ。このことは、勸奨退職がいわば強制を伴うものではないということをお答えになったわけです。そのとおりやってください。そのとおり。決してこの問題について、職員が圧力を感じたり、このままいると病院が大変なことになるから辞めざるを得ないとかという、そういう心理状況に追い込むようなことは決してしない。あくまでも本人の自由意志に基づく普通退職であると、こういうことを改めてご答弁いただけませんか。

それから、先ほど市立病院の配置状況、素案のときに示された内容にいま一度、いま一步詳しい内容のご説明がありましたが、私が質疑をした内容からは程遠いということであります。また別の機会で内容を精査する機会もあろうかと思っておりますから。

ここではいま示されました配置状況、看護部門では看護師は正規 81 名、これを看護師は正規 37 名にこうするという趣旨のお話でした。54%の削減です。これを筆頭にしましてトータルで、このいわばただいまの答弁では 167 名が 52 名減じるということでありまして。これらの中で、いわば特例退職勸奨、45 歳以上、該当するいわば部門ごとの人員についてお答え下さい。

それから、11月26日に地域医療の特別委員会でも申し上げましたが、これ考え方をまとめるというまでにやるべき前提があるということを何度も申し上げましたが、前提無視で進めておられるんです。美唄の地域医療がめざす姿です。新しい地域医療プラン作りなさいとこう言ったら、これいろいろ答弁されたが作らないといことですから、答弁は。それから積み上げ議論をなさないと、これも、組織づくりもこれからだと。市立と労災との協議もこれからだと。医師会ともこれからだと。こんな状況で来年4月に新しいそういう病院を作っていくということにならないでしょう。むちゃくちゃな話だと私は思います。

これ、前段積み上げるべきこと、クリアすべきことをやった上で成案化してください。この人員の問題、これは単に正規職の問題に限らず、ここで生計を維持しておられる非正規の皆さん方の生活がかかる問題です。12月に言って4月、3月に辞めてくださいという話になりますか。長い間ご貢献されてきた方々です。非正規の方の対応もあるでしょう。

考え方は考え方としてしっかりめざす美唄の市立病院の姿というのを組み立てることは、これは是非やってください。しかし、それを実行に移すにあたっては、一定の期間を設けるというのが、これが常道だと私は思うんですけれど。考えられない時期設定だと言わざるを得ないです。拙速を避けてやってください。議会の全体の意思でもあるわけですから。議会の決議文をお忘れですか。議会の意思です、決議というのは。その点をお答えください。

それから今日は随分暖かいです。この議場

も。初日は寒くて大変でしたが、これは何か仕掛けがあるのか。私は着込んで着ましたけれども。

先ほど職員の安全衛生、この問題でいろいろご答弁がありました。労働安全衛生法についての趣旨もご理解されているようであります。その仕組みも理解されているようであります。安全衛生委員会も開催をされているようであります。

庁舎にかかわる、事務所にかかわる室温・照度・湿度、これらについての理解もされているようであります。

実態とすれば、11時に油をストップして、ぐっと寒くなるんです。私はここ3日ぐらい連続して朝から詰めておりますが、そしてまた昼から少し焚くんです。そして、退庁時ぐらいにはまたぴたっと止まる。

燃料も高騰していますし、聞くところによれば三百数十万円の年間の、この庁舎内の燃料費だそうでありますけれども、職員の働く姿、市長見たことあるでしょう。この建物は、私は承知していますのは、昭和50年ですから1975年に建てられたものです。確かそうだと思いますが、老朽化しております。窓からは隙間風も入ります。市民の皆さんが出入りする位置、それから窓際、1階、2階、3階、4階、これら部署によって室温が違う。

このクールビズ、クールビズというのがどういうのかわかりませんが、これからそういうのをやれということになるのかもしれませんが、そういうのはカイロを入れたり、指ぬきの手袋を履いたり、それから外套を着たり。寒くて。こういうのを言うんでしょうか。自らの努力による寒さ対策。

私はこの安全衛生委員会、そして統括安全衛生管理者。管理衛生者いるわけですが、各部署に。ここが把握をするというのが使用者の役割ではないでしょうか。

ぜひ、適温で業務ができるように改善してください。議会があるときに暖かくする必要はないです。適温で、やれる範囲で、みんな一緒に。直ちに言われたからやるのではなくて実行に移してください。健康管理の問題です。

医療等の問題も、それから地域の医療をどのようにしていくかという地域医療の問題もさまざまありますけれども、また議論をする部分があると思いますから、以上申し上げた点について、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

はじめに、財政健全化法に基づく判断基準についてであります。これまで国や道の職員の方と話を通して、私のいまの現時点の推測で申し上げますと、特に連結実質赤字比率につきましては、再生段階の基準が30%、早期健全化段階の基準が25%、もしくはそれ以下と推測しておりまして、新聞報道より厳しいものになるのではないかと考えているところでございます。

また、再生と早期健全化との相違点についてであります。再生団体の場合は財政再生計画の策定にあたり総務大臣に協議し、同意を求めることができること。計画と実績が適合しない場合、総務大臣は予算の変更などについて勧告ができること。再生振替特例債を発行することなどあります。

早期健全化団体の場合は、財政健全化計画の策定にあたり、総務大臣、都道府県知事に報告すること。早期健全化が困難な場合、総務大臣、または都道府県知事は必要な勧告ができることなどあります。

いずれにいたしましても、この法律が平成19年度決算から比率の公表を義務付け、平成20年度決算に基づき適用されることから、国においては一定以上の比率が見込まれる団体については、基準の公表を待つことなく早期の取り組みを求めることとしており、早期健全化団体についても、国や北海道からの厳しい指導など、一定の関与は避けられないものと認識しており、指定回避に向け最大限努力をまいりたいと考えております。

次に、私の公約についてであります。現在の厳しい財政状況を十分踏まえ、事業にかかるコストを徹底して抑制しつつ、市民生活の向上やまちの活性化につながるよう、可能な限りその実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉灯油事業についてであります。本事業は3者連携の事業としてスタートしたところでありまして、今後については国・道の対策を見極めた上で対応してまいりたいと考えております。

美唄市は17年ぶりにこの制度が復活したということで、9月早々に提案して議会の承認をいただいたところでございますけれども、これに基づいて北海道等がこの福祉灯油についていろいろな見直しをしていると、ということで私どもはきっかけをつくったのかと考えております。

いずれにしても、高齢者の方が本当に布団

をかぶって、本当に寒さで凍え死にすることないように、このあたりは私どもは、美唄市は本当に財源限られておりますから、市の取り組みだけではなくして、本当に市民の方、今回の共同募金会というのは市民の浄財を募ったものでございます。それから石油部会等、また３者と連携しながらこのあたりを来年度に向けて十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、勧奨退職についてであります。職員の勧奨退職制度の運用にあたりましては、制度の趣旨に基づき適正に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、再編計画の実施につきましては、現在成案に向けて詳細を検討しているところでございまして、早急に具体的な取り組みについて着手し、来年４月の実施に向け最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

なお、勧奨の特別措置に該当する職員数を部門別に申し上げますと、看護部門は５２人、医療技術部門は９人、事務部門は８人、その他部門は１人、合計７０人でございます。

次に、庁舎の室温管理と職場環境の改善についてであります。庁舎の暖房は平成１６年から経費削減、省エネ、ＣＯ^２削減のため、ボイラーの運転時間の見直しを行っております。

今年度におきましては午前２時間、午後１時間半を基本とし、天候や気温に応じた運転としているところでございまして、職員には温かい服装で執務するよう、ウォームビズを奨励するほか、１階への灯油ストーブの配置、また窓にビニールを張るなど適温に保てるよ

う、その対応に努めているところであります。

庁舎の重油の節減目標については、昨年度の使用料約５万リットルに対し、今年度は１４％減の４万３、０００リットルとしていますが、職員の健康管理には十分配慮し、今後とも適切な室温設定となるよう、職員の意向等も踏まえ対応してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 １３番紫藤政則議員。

●１３番紫藤政則議員 無視されているのが１つありましたけれど、３回目になってしまってまた言いますけれど。病院の推進室のどんな検討・研究したのかと答えていないんです。

私は２２億８、０００万円が２２億３、５００万円になっても大して変わらないということなのか、いま、病院赤字だから立て直さなかったら美唄は本体狂ってしまうから、勧奨の職員の皆さん、協力してください式の話が出ています。働く人は指示通り働いていたんでしょう。経営責任なんて微塵もないんです、そこには。対応を真剣に、この問題を受け止められるかどうかです。この１つの問題にしても、４、５００万円を持っていくというこの問題にしても、これは受ける側は簡単な話ではないです、これは。

診療収入で負担すべきそういう対応では対象ではないということやら、赤字の付け替えではないかということや、本来企業会計が負担すべきものでなければ一般会計が繰出すべきでないかとかという話は何度も申し上げていますから。それらについて、どんな研究をされたのか出してください。

それから財政の健全化が、早期健全化か再生かということで、市長は数値の目標も基準値についてもより厳しいものがあるだろうと

いうお話をされました。新聞でも美唄はワースト何位とか、随分出されていました。

一方、これは平成 20 年度、08 年度の予算それが終わる決算が該当してくるということとして、明日からということではないわけですから。

先ほども申し上げましたけれども、じたばたするなという話ですけど、ここらこれからこの美唄をどう持続可能な自治体としていくのかということを考えると、いわば激減、それから急激な対応と、これは決してプラスにならないと思うんです。しっかりとした計画を打ち立てて進めていくということだと思うんです。それも、何度も申し上げますように、美唄市まちづくり基本条例というものの、美唄の憲法の理念や諸規定をしっかりと踏まえたものでなければならない。

この辺、最後同趣旨であります。自らの自主健全化計画をつくりあげるということです。報告等はあるけれども、関与が強くなるだろうというのはあるが、そういうお話をされたが、法律上は関与という言葉はないので、報告であります。早期健全化計画が頓挫をする、この段階で初めて圧力があるわけがあります。

こここのところ、ひとつ冷静になってやるべきではないでしょうか。病院のこの問題も含めて、再度。

また公約、同じ答弁でありましたが、期待していいわけでしょうか、そうすると。この未実施。任期中に行われるということ期待していいんですか。可能な限りということでもいいんですけど。実現に向けて取り組むから可能な限り取り組むということになった

んですけど、私は明確にすべきタイミングだと思います。改めて、お答え下さい。

原油の価格は、これまた同じこと言っても同じ答えしか返ってこないんでしょうけれども、来年を考えたいというようなことですけど、これは緊急性があるということと、待ってられないんです。私は国の対策なんてどうなるのか、時間かかると思います。ですから、受身でない主体性がなければだめだ。要は、金がないということできないということでしょうか。そういう理解でしょうか。そういう理解を私はすべきですか。お答え下さい。

最後に、ウォームビズの話が、ウォームビズ、自己防衛、ビニールを張ったりという話がありましたけれども、職員の健康管理の問題ですが、組織的に是非機能していただきたいんです。いわゆる市の組織機構。

時間外の働いている場所、ご覧になったことがありますか。平日以外の休日労働をしている方の姿を見たことがありますか。まったく火の気のないところで仕事をしている人いらっしゃるんです。なんで補助暖房つけないのと言ったら、つけたらだめだとかいうふうに言われていると。体を壊すのはっきりしているではないですか。

私は、時間外命令というのは所属長が命令しますから、その状況を把握して、当然身近にそれらを、健康管理を考えた体制を構築するのが、これが使用者であり、その分身である管理職の務めではないですか。管理職いない中、職員仕事しています。寒空の下に。寒空ではないです、部屋の中だから。震えて。

ですから、こんな質問を本会議で話す話で

はないんです、本来。補助暖房、携帯用の暖房の準備、これは使用者がしなくてははいけません。それから適正な室温。声があったら対応するのではなくて、それらは使用者がしなければならないです。言われたら、寒いと言われたらどうするではないです。市長、時間外とかにお仕事をされるときに寒くないですか。ガスストーブがあるから寒くないでしょう。

私は自らその姿を見せて、9年間給料上がっていない、下がっているんですから。そして、さまざまな労働条件がハードになってきている条件があるものですから、モチベーション上がるわけないです。そういう環境整えるのがあなたの役割だと思います。

もう一度答えていただけますか。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

1点目の病院再編推進室の人件費の問題ですけれども、幾度となく議論してございますけれども、このあたりの業務内容の性格等をいろいろ検討する中で、企業会計という負担になっているわけでございますけれども、これは決して付け替え等ではございませんので、私どもいま一般会計の決算見込み大変厳しいんですけれども、いずれにしても病院の不良債務を増やすわけにはいきませんから、このあたりの追加支援の道はないか、このあたりも含めて今後検討させていただいて、不良債務をできるだけ少なくしてまいりたい、このようなことを考えているところでございます。

それと、アルファ、ベータの部分でございますけれども、ベータに関しては若干、3

年間の激変緩和措置等が検討されているというふうに聞いてございます。

ただ、アルファの方の健全化の数値に関しては、私ども以前ちょっと情報を入手した中では、25ぐらいというふうなことも情報にあったんですけれども、これが20以下という情報がちょっと入ってきておりまして、これ本当に困ったなという状況でございます。美唄市いま18年で19.2ですから、これがある可能性がある。だから、早期健全化団体基準の可能性がかなり濃厚なのかなというようにないま状況でございます。

そういう中で、私どもが病院に関しては第5次健全化の中で、3年目となる不良債務が増える中でも支援していただいたと、そういう部分ではやはり美唄市の市政そのものが問われております。数字如何ではなくて、美唄市が本当に市立病院を建て直すのかどうか、このあたりの本当に早急な対策を講じなければ、国、道の支援は得られないという、そういう厳しい状況もございますので、このあたりは一定の素案として取りまとめて、これを理解・協力をしていただくと、そういう状況下にもあるものですから、このあたりも私はできるだけ早い時期にこのスリム化等を実施する状況下にありますので、このあたりはいまいろいろな形で説明をしながら協力を願うという段階を踏んでいきたいと考えているところでございます。

それから3点目の公約でございますけれども、これは私は当初とにかく財政状況十分踏まえた上での、そういう公約の実現すると、そういう中で検討したいというふうに考えてございますので、このあたりは今後公約とい

うのは可能な限り実施すると、そういう視点で進めますものの、やはりその中ではやはり状況等を適切に判断しながら実現に向けて取り組む、この必要があるのではないかと考えてございます。

それから4点目の福祉灯油の問題ですけれども、これは市と道はある程度金額的には決まったんですけれども、道の方も限度額があります。それから石油部会もなかなかいまこういう石油関係が高騰しますと、言ってみると使用料を減らす、そういう中で店舗の経営が非常に厳しくなってきます。言ってみますと、ドライブ等も少し減らしたりなんかしますから、石油の販売金額は上がるんですけれども、販売金額が減るという形で利益が減ってくる格好です。

それで、石油部会など非常に今回の部分が限度かなという、そういう声も聞かれますので、このあたりは私ども市が増やすから部会も増やしてくれという、そういう要望を素直に言えるかどうか、状況としてはわからない状況でございます。

ただ、いずれにしてもいろいろな協力を得ながら、そして市民にもまた別の協力体制もないのかどうか、このあたりも含めてこの拡充、もう少し効果がある制度にするために、いろいろなお願いをしてまいりたいと考えてございます。

それから時間外でございますけれども、私も職員の時代ありましたので、時間外の方に本当に寒い思いもしておりました。そういう中では、一部の部屋にストーブ等は設置しておりますけれども、書類をいろいろ持って歩くのも大変なものですから、つい自分の机

で執務をすると、こうせざるを得ない状況もあります。

このあたりの補助暖房という部分で、どういう方法がいいのか、このあたりはいろいろな実態を踏まえて検討させてもらいたい。いずれにしても、職員の健康管理というのは大事な問題でございますので、それに十分配慮した対応をとらせていただきたいと思います。

ただ、私ども職員は大事ですけれども、学校関係もいろいろこういう高騰化で量を減らしたり、なんかしようとしているものですから、このあたりは一定の節減は当然努力していただく、ただ時間外等についてはそういう状況でございますので、いろいろな対応をさせていただきたいとこのように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 紫藤議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 発言ご許可いただきまして、ありがとうございました。

1点、重ねてお尋ねをしたいと思います、先ほど来、病院再編のことで質疑答弁が行われているところですが、急激な3億3,000万円からの人件費の削減がいわば経営改善策です。一言で言えば。これらがいま在職している人をお辞めいただくという発想での計画です。身分が保証され、定年まで働けるというそういう、悪いことしない限りです。一方で、いままでのずっとお話ですが、早期健全化団体に、美唄が対象になる可能性が高いと

いうお話もされましたけれども、病院の問題だけでないんです、これ。

美唄市の職員は、市長が任命権を持って、任命権ない人もいます、予算権あって。830人からおられるんです。美唄全体にかかわる問題が、なぜ病院だけに集中するか、私わからないです。

ですから、仮に受け皿がないとそうなければきちっと職種の転換なり、それから新たな雇用の場をしっかりと確保した上で進めるというのがまず第一義的ではないですか。使用者というのはそういうものだと思います。

そして、これは市長が就任されてからの問題ではない。前市長からの問題です。15億円ぐらいで引き継がれたわけですから。市長になられて7億円から増えると、こういうことになるわけですけども。もともとは0だったんですから。

しかし、いまこの経営設置者として、経営者としての全責任を負っておられる。この美唄市がさてどうなるかという局面で、なぜそこにいる看護師を含めた人だけが集中的にやられなければならないか。これはご自分で判断をして、意にそぐわなければやる必要ないんです、法律的に。お辞めになる必要ない。しかし、大変な重圧の中にいるわけです。

いわば相手の立場を思いやるという気持ちになれば、さあどうするかということが先になければだめではないでしょうか。

これ、うまくいかない場合のことも想定しなければだめでしょう。私は遮二無二4月というのはよくわからない。めちゃくちゃです。勧奨の申し出期間というのは現行3カ月前でしょう。最初は6カ月だったけれども。3月

までに退職するとしたら、3カ月前としたらいつになるんですか。2月、1月。今月ではないですか。この間にどうやって、どんな材料で。判断なんかできないです。仮に、45歳の勧奨対象でない方も、いわゆる特例の、果たしてその後どうなるんだろうかと、その後どうなるかというのはわからないでしょう、計画がないんだから。

指定管理者制度等になったときに、いわば雇用主が変わる可能性だってある。去るも地獄になるかもしれない、残るも地獄になるかもしれない、こういうようなことを見通せないではないですか。そこでモチベーション高めて、市民のためにしっかりと働いてくださいという環境になりますか。

いま一度、いまの計画そのものを見直す。そして組み立てることと、実行に移すことと、これらの時間差を持つ。1年からの時間差を持つ。状況が予定どおりいかなかった場合に、何しでかすかわかりません、これ。私はそういうものだろうと。公務員職場というのはそういうものではないですか。あわせて、継続性があるという、そういう職場でないですか。

全体のこの事態に至った責任が見えない。すべてそこに集中している。これで理解してやろうなんてことになるわけがない。実行不可能だと。これが4月にやると言って頑張っている。できないでしょう。私は、再度その点強く申し上げたいんです。

これでこれ以上質問できませんから、お答えいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

統合の時点で、労災病院との統合の部分で計画を立てたときに、300 床ある程度の人員の削減、それから 200 床という形で 25 名の医師では 200 床しかできないという中でシミュレーションしたときに、55%の職員の削減を行っても 3 億円余の単年度収支の赤字が出ると、そういう厳しいものが出ました。

私はこれをもとに 55%の職員を削減するというのが現実的にできない、それから新たに統合しても不良債務が生じると、このことは私はどうしても新しい病院を作る意味がないと、こんなことも含めて統合を断念した部分でございます。

今回は、一般会計がこれからのいろいろな支援を含めてする中で、これは一般会計も限界がありますので、私はルール分プラス 1 億円ぐらいしかできないのではないかと。それから不良債務を、二十数億円を一般会計が負担していると。これは、いろいろな行政経費にもかかわることでございます。

そういう中で、今回の病院の再編計画素案をつくったものでございますが、とにかく人の問題ということで、本当に大きな問題でございますので、これにつきましてはいろいろな受け皿づくり、それから職種の転換等もこれら含めて検討いたしますけれども、またあわせてこの 3 カ月前というやつを、まだ期間を短縮するような方法も取りながら、いろいろな形で理解と協力を得ながら 4 月の実施に向けては最大限努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 吉岡議員の一般質問は、午後からいたします。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 2007 年第 4 回市議会定例会にあたり、大綱 3 点について市長及び教育長に質問いたします。

前防衛事務次官の守屋武昌、幸子両容疑者の逮捕並びに、防衛省の防衛装備品の調達をめぐる汚職事件、政治家の関与など新聞に載らない日はないほど次々に防衛省をめぐる不正が取り上げられています。

戦争放棄と恒久平和をうたった憲法を持つ国として、ここまで強大な軍備は必要なし、国民の利益にならないことがこの間の一連の事件で明らかになりました。徹底的な真相の究明と国防費の見直し削減がいま求められていると思います。

質問に入ります。

大綱の 1 点目は、環境行政について伺います。

本年 10 月から家庭ごみの有料化がはじまりました。まだ 2 カ月と短い期間ではありますが、有料化後の状況について、ごみ量の具体的数字とともに伺います。

次に、有料化後の不法投棄の状態について伺います。

有料化の議論の際にも、不法投棄でまち中に持ち主のわからないごみが増えてしまうと、の危険がありましたが、どのようになっ

るのかお伺いいたします。

3点目は減免についてお聞きいたします。

子育て支援の観点から、3歳未満児の子どもがいる家庭に支援するとなっていました。市内の対象はどのくらいの人数でしょうか。また、在宅介護者への減免の要望など、あったかどうかお聞きいたします。

次に、これからの課題ということで、最終処分場ができ上がり、ごみが有料化となり、現在の処分場への可燃ごみの埋め立ては平成23年までで、平成24年からは南空知で広域処理をするということを伺ってきましたが、現在のこの南空知地域、ごみ処理広域化検討協議会の取り組み状況はどうなっているのかお聞きいたします。

多額の税金を使って作った最終処分場ですから、市民の知恵と力を借りて何としても長く使えるようにしなければならないはずです。家庭ごみの4割から5割は生ごみと言われていいますので、生ごみの処理が今後の処分場の余命を決定すると言っても過言ではないと考えますが、この点について、これからの生ごみの処理についての市長のお考えをお聞きいたします。

同様の観点から、古紙の資源化などについてもお聞きいたします。

大綱の2点目は、保健行政について伺います。

1点目は、妊婦健診についてです。

妊娠出産の経済的な不安などで医療機関への受診をためらい、かかりつけ医を持たないまま出産となってしまう妊婦が増え、社会問題化しています。

本市の妊婦健診への公費助成状況と決算金

額、今後の公費助成のあり方についてお伺いいたします。

次に、法改正に伴う来年以降の健診について伺います。

この点については、メロディの10月号でも市民にお知らせはしていましたが、詳しい内容がわかりませんのでこの場でお聞きしたいと思います。

以下、数点について伺います。

まず、実施主体が国保になることから発生する変更点についてはどのようなものであるのか。国保の対象人数は何人であるか。特定健診の実施方法や実施機関はどうなっていくのか。また自己負担はどうなるのか。特定保健指導の内容や実施方法は、がん検診はどうなっていくのか。短期証や資格証、生活保護受給者への対応はどのようにするのか。後期高齢者と線引きされる75歳以上の方の検診はどうなっていくのか。自己負担はどうなっていくのか伺いたいと思います。

大綱の3点目は、教育行政について、教育長にお聞きいたします。

1点目は、冬季間の教育施設の暖房についてです。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、石油価格の高騰で市民生活に大きな影響がもたらされていますが、学校施設への暖房はどのようになっているのでしょうか。

今後、予算の不足が見込まれるものと考えられますが、対応はどのようにするおつもりなのかお聞きしたいと思います。

次に、耐震診断について伺います。

この点については、ことしの第2回定例会でも質問をしておりましたが、先日プレス空

知で滝川市が 18 年、19 年の 2 カ年で教育施設の耐震診断の結果をまとめたことを報道していましたし、本市の共同施設にとっても急いで取り組むべき課題だと考えますので、改めてお聞きいたします。また、耐震診断が必要な各施設の建設年次をお聞きいたします。

次に、学校図書費について質問いたします。

学校図書の貧困すぎるのが社会問題となり、10 年前から地方交付税の中に算入されているということですが、同時に算入額と図書購入予算との間に大きな開きのあることが指摘されております。

平成 17 年度からの基準財政需要額の学校図書費と予算額についてお聞きいたします。

交付税ですから、使途が限定されているわけではありませんが、基準と本市の実態では大きな開きがあると考えられますが、この点についての教育長のお考えをおききいたします。

次に、学力テストについて伺います。

全国一斉学力テストの結果が発表されました。美唄市教育委員会は、このテストの結果を今後どのように使っていこうとしているのか。また、全国的にみて北海道が下位に位置しているということでしたが、この結果を教育長はどのように受け止めているのでしょうか。

あわせて、この結果を受けて道教委が発表した 5 つの提言についての教育長の見解をお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

はじめに、環境行政について、ごみの有料化後の状況についてであります。10 月、11 月分をあわせて前年度と比較しますと、燃や

せるごみの排出量につきましては 1,430.35 トンに対し 1,089.59 トンとなり、23.8%の減少となっております。

燃やせないごみにつきましては、1,269.41 トンに対し、1,100.30 トンとなり 13.3%の減少となっております。燃やせるごみ、燃やせないごみをあわせると 18.89%の減少となっております。

また、粗大ごみにつきましては、燃やせないごみに含まれておりますが、件数で申し上げますと 766 件に対し 235 件となっており、69.3%の減少となっております。

2 カ月間に限って申し上げますと、有料化の実施により、市民のごみ減量意識が高まり、ごみの排出抑制につながったものと考えられますことから、今後も排出動向を見守るとともに、さらなる減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄についてであります。11 月末現在で前年度と比較しますと、不法投棄の量で申し上げますと平成 18 年度 1 万 4,620 キログラムに対し、平成 19 年度 2 万 0,650 キログラムであり、41.2%の増加となっております。

この要因といたしましては、有料化の実施によるものと不法投棄に対する市民意識の高まりによる通報件数の増加と考えております。

不法投棄の対策としましては、広報紙等での周知の徹底、注意喚起の看板設置のほか、不適正排出の防止や不法投棄の監視を行う清掃指導員を配置するとともに、職員によるパトロールの実施やごみステーションの巡回指導を行うなど取り組んでおりますが、今後ともより一層市民のご協力や啓発活動により不

法投棄の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、減免についてであります。減免は3歳未満の乳幼児を養育する世帯に対し、指定ごみ袋を交付するもので、平成19年10月1日現在で418人が対象となっております。12月5日現在の申請状況は401人で、うち10月2日以降新たに対象となった乳幼児23人が含まれております。また、在宅介護者の減免に対する要望につきましては現在のところございません。

次に、今後の課題についてであります。南空知地域ごみ処理広域化検討協議会の取り組み状況につきましては、これまでも事務レベルの幹事会で生ごみを含む可燃ごみについて焼却施設の規模、施設の設置場所、運営方式などについて検討してきました。また、昨年より委託処理についても広域処理の一手法として考えられることから、北海道とも協議しながらこれまでの検討に加え、コスト、委託処理等の課題整理を進めてきたところであります。

本市としましては、生ごみを含む処理方式など、さまざまな処理方式を検討してきており、今後の協議会の議論を踏まえながら対応していきたいと考えております。

次に、古紙などの資源化につきましては、ごみの減量や資源の有効利用のため必要と考えられることから、今後資源ごみとしての収集や町内会等への集団資源回収の促進も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、保健行政について、妊婦一般健康診査についてであります。本市はこれまで2回分の妊婦一般健康診査と35歳以上の妊婦

に対する超音波検査を公費助成し、平成18年度につきましては妊婦前期健康診査162名、後期123名、超音波検査16名が受診し、決算額としては202万円となっております。

この健康診査は道と北海道医師会の協定をもとにとり進めてきているものであり、平成19年10月17日付けで健康診査の実施と費用の負担にかかわる新たな協定が締結されたため、この内容を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、法改正に伴う来年以降の検診についてであります。これまでの基本健康診査は「老人保健法」に基づき疾病の早期発見を目的に40歳以上の住民を対象として実施することとなっておりますが、平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防を目的に特定健康診査・特定保健指導が各医療保険者に義務付けられることになりました。

本市の基本健康診査は、生活習慣病の発症が若年化していることから20歳以上の市民を対象に実施し、健診費用は一般会計が負担していますが、来年度以降に市が実施する特定健診は40歳以上の国保被保険者が対象であり、健診費用についても国保会計が負担することとなります。

特定健診等の実施にあたり、平成24年度における目標値として特定健診受診率65%、特定保健指導実施率45%、内臓脂肪症候群該当者及び予備群については10%減少と示されており、平成24年度における達成度により来年度から新たに保険者が負担することとなる後期高齢者支援金が、平成25年度から10%の範囲内で加減算されることとなります。

平成 20 年度の特定健診対象者は、短期証・資格証、該当者を含め約 6,500 人と見込んでおり、このうち 30%の方に特定健診を受診していただくことを目標に考えております。

実施方法としましては、これまで実施しておりますがん健診を併用した健診体制を整備し、さらに受診率向上のため実施期間を拡大する等、準備を進めております。

また、これまでは国保加入者については健診に要する自己負担金 1,000 円を国保会計において負担しておりましたが、今後につきましては現行の基本健康診査の自己負担額を参考に一定の自己負担を定めたいと考えております。

次に、特定保健指導についてですが、生活習慣改善の必要があるとされた方については、その段階に応じた特定保健指導の実施が義務付けられ、平成 20 年度については市保健師等による実施に向け準備を進めております。

特定健診の対象外となる国保加入の 20 歳以上 40 歳未満の方についても、生活習慣病の発症の若年化と予防の観点から同様に実施したいと考えております。

また、生活保護受給者、社会保険などの被扶養者、後期高齢者医療の対象者についても、国保会計が実施する特定健診の枠組みを利用して実施できるよう、準備が進められているところですが、後期高齢者に対する健診は努力義務とされており、北海道後期高齢者医療広域連合から各市町村に実施委託される予定で、健診費用の 1 割程度を自己負担していただくという考えで進められております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご

質問にお答えをいたします。

はじめに、冬季間の教育施設の暖房についてであります。本年度の学校における燃料費につきましては、石油価格の高騰により厳しい状況が見込まれますことから、各学校においては教室等の室温管理をこまめに行うなどの節減により、使用量をできるだけ少なくする努力をお願いしているところでございます。

昨年度の単価の上昇による燃料費の不足におきましては、補正予算をもって対応しているところであり、燃料価格の動向を踏まえながら学校運営に支障のないよう努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、学校施設の耐震化についてであります。現在耐震化が必要な学校施設については、小学校が 8 校、中学校 1 校となっております。来年 4 月に茶志内及び西美唄中学校が美唄中学校に統合となりますことから、閉校となる中学校をそれぞれ小学校として使用することとしており、次年度以降耐震化が必要な学校校舎につきましては、小学校が 6 校、中学校 1 校となるところでございます。

また、これらの建設年次につきましては、中央小学校、東小学校が昭和 47 年、峰延小学校が昭和 53 年、光珠内中央小学校、南美唄小学校が昭和 54 年、東栄小学校が昭和 55 年、南美唄中学校が昭和 51 年となっております。

耐震化につきましては、平成 20 年度から耐震診断を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校図書費についてであります。地方交付税における基準財政需要額と予算と

の対比につきましては、平成 17 年度の基準財政需要額が小学校、中学校あわせて 342 万円に対して予算額は 172 万 1,000 円。平成 18 年度は 342 万円に対して 170 万 7,000 円となっております。

学校図書につきましては、いずれの年度におきましても、基準財政需要額に達していないものの、教育予算全体としては基準額を満たしているところであり、その年度の教育施策により、厳しい中にもメリハリのある予算配分を行っているところでございます。

なお、学校図書の充実は必要なことと認識しておりますので、市立図書館との連携を含め現有図書の有効活用にさらに努めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、今年 10 月 24 日、文部科学省により調査結果が公表され、それを受け北海道教育委員会からは北海道の公立学校における調査結果の概要として、「調査結果のポイントについて」が公表されたところでございます。

調査結果につきましては、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮して取扱うことを前提として、現在分析作業を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、本市の子どもたちの学力の状況や課題等を的確に把握することは重要なことと考えておりますことから、設問別や解答類似別の結果から、得意分野及び不得意分野の把握を中心に分析を行っ

ているところであり、年明けの 1 月中には各学校へ情報提供したいと考えているところでございます。

次に、本道の結果であります、これにつきまして直接言及する立場にないと考えているところではありますが、この結果につきましては真摯に受け止め、今後学校はもとより地域・保護者等と十分連携し、子どもたちにたしかな学力が育成されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、道教委からの 5 つの提言についてですが、これにつきましては、家庭や地域、学校が愛情と深い信頼関係で結ばれ、子どもたちがよりよい学習や生活を実現することができるよう、身近なところからはじめられる具体的な提言であると認識しているところでございます。

●議長林 国夫君 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 議席から何点かについて質問させていただきます。

まずはじめに、環境行政についてですが、不法投棄の件についてですが、有料化で市内にごみがあふれてくるのではないかとというような危惧がありましたけれども、実施後数週間経って見回してみますと、不法投棄のごみがきれいに片付けられていたと。お話を伺いますと、市民からの通報などで担当課が通報と同時にそこに出向き、すぐにそのごみを撤去するなどのご尽力があったということですから、担当課の皆さんには改めて、その点についてご苦勞に感謝したいと思っています。

また、減免についてですが、担当課にはそのような要望がなかったということですがけれども、私のところに 1 件問い合わせがありま

した。

在宅で長年、体の不自由な夫の介護をなさっている方ですけれども、子育て中のいわゆる幼児のオムツと違って、大人の紙オムツというのは非常にかさばるもので、その方もある程度は覚悟していたようですが、それにしてもゴミ袋の消費が自分で思っていたよりもとても早い。そしてまたなおかつ年金暮らしでとても負担が増えていくことに対して不安を感じていると。施設入所ではなくて、在宅で頑張っている方には是非減免を考えていただきたいというお話だったんですけれども、この点について市長のお考えを伺いたいと思います。

あと、先ほども私期限を言いましたけれども、現在の燃やせるごみの期限が平成 23 年一杯までと限られているというふうに伺っていますが、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会の動きというのは、余り具体的に見えていないのではないかと。いわゆる年度にしてみたらそんなに長い年度でなくても、動きがはじめられなければならないのではないかと考えていますけれども、それにしても具体的な動きはほとんど見えていないのではないかなというふうに思っています。

私は先月 18、19 と旭川市で開かれた全道女性議員協議会に参加してきました。

分科会は地球温暖化防止と、それと各自治体のごみ処理についてということで、12、3 の自治体の女性議員の方が集まって協議をしてきました。

その議論の中にもありましたが、現在は広域化ということではなく、自分の自治体のごみは自治体ごとに、自治体が責任をもって処

理をする方向に向いていることなどが議論されました。また、この南空知の広域化検討協議会発足当初は広域処理が最良の方法だったというような認識だったのかもしれませんが、環境問題は日々大きく変化して動いているというのも事実です。

また、この協議会の構成員である 7 市町村ですが、昨今の地方情勢の悪化や合併などで発足当初とは大きく変わってきていると考えます。この際、広域処理という考え方を大きく転換し、美唄のごみは美唄で責任をもって処理していくという方向に向かっていくべきだと考えていますけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

また、現在は可燃ごみとして埋め立てているごみの中に資源化できるもの、ほかの自治体の例も聞いてまいりましたが例えばティッシュの箱のようなもの、それからお菓子箱のようなもの、それから古着、古布などが含まれています。

さらなる分別をして、資源ごみとして回収できるものは処分場に持ち込まないということが重要なことだと考えています。

この資源ごみの考え方については、多くの市民と協議して市民理解を広げていくことが美唄の憲法とも言われているまちづくり基本条例の協働のまちづくりの精神につながってくるのではないかと私は考えておりますけれども、市長はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

それから、妊婦健診の件ですけれども、各地から公費負担がさらに拡充されているというような知らせが届いています。本日の新聞、朝ちらっと思ってきただけですけれども、愛知

県の豊田市では 14 回全部公費で負担するというような話も持ち上がっております。

地方交付税措置がされるということですから、本市においても札幌市が 2 回から 5 回にふやすといったような最低でも 5 回程度の公費負担をするべきだというふうに考えていますけれども、どのようなお考えかお聞きいたします。

また、新しい健診制度ですけれども、従来の予防から生活習慣病、いわゆるメタボリックシンドロームを予防するような形にシフトしていくというお話ですけれども、このメタボリックシンドロームに関しては、きのうまでの毎日新聞が連載しておりましたけれども、非常にそれだけに限定するのは危険な面もあるし、メタボリックシンドローム、腹位の測定自体にしてもある程度テクニック、回数を経た方でも誤差が生じてくるというような点から、私は余り妥当ではないかなというふうな気もしているんですけれども、一応国の制度として決まったわけですから、この点、来年 4 月からの検診において新たな市民負担が生じないような方向をお願いしたいというふうに考えていますが、国においては健診の自己負担を非課税世帯 1 割、課税世帯 3 割と指導していると聞いています。

これまた札幌市の例で申し訳ないんですけれども、1 回の健診が 7,000 から 8,000 円。それが課税世帯 3 割となると 2,400 円という負担になると考えますけれども、本市においてはどれぐらいになるというふうな算出になっているのでしょうか。

それと、新たなしくみとして、メタボリックにかかっている人に対して特定保健指導と

いう形が導入されるということですので、これについても新たな市民負担が生じてくるのか、それともそこは市民に指導を受けてもらわなければならないということもあると思いますので、市が負担していくのか、それとも市民負担になるのか、どのような形になるのか、もしわかっていればお伺いしたいと思います。

それと、この一連の医療制度の改革、改悪の中で国民を 75 歳から線引きして後期高齢者というようなことにして新たな医療保険制度を作るということで私前回の定例会でも質問をさせていただきましたけれども、先ほどはこの健診にかかるものは努力義務であるということ、いうなれば 75 歳以上の人はどうでもいいのかと。努力しなくてもそれでいいのかというような話にもなってしまいますけれども、後期高齢者の連合の中では 1 割負担というような形にとっていきたいということ、でございますけれども、従来美唄市でやっていた健診では確か 70 歳以上の高齢者や非課税世帯の方は無料で健診を受けられたと思うんです。ですから、この 75 歳以上の、後期高齢者と言われる方の健診の自己負担がどのようになっていくのか、市長はどのようにお考えになのか伺いたいと思います。

それから教育行政についてですけれども、耐震診断については何回も伺いましたし、来年から進められるということですから、そのことは大いに評価していきたいと思います。

滝川市においては診断期間が 2 カ年だったということですし、本市においても先ほど伺いましたが、中央小学校と東小学校は昭和 47 年、35 年が経過しているという建物ですから、

なるだけ早くに耐震補強の方を進めなければならないので、耐震診断の方も中央小、それから東小だけではなく、ほかの対象となっている小学校、中学校含めてなるだけ早い診断をするべきだというふうに考えておりますけれども、その点について教育長のお考えを伺いたいと思います。

また、学校図書ですけれども、学力テストの5つの提言の中の1つにも、読書については家族も含めて取り組んでみたらいいのではないのでしょうかというような提言の趣旨だと思うんです。

私も確かに何回も教育長とこの場で読書の大切さについては話していますし、美唄市についてはブックスタートということで小さな子供のときから、小さな幼児のときから読書の大切さ、楽しさを子どもに与えていきたいというような姿勢は確かに評価できますけれども、先ほど伺った交付税に算入されている学校図書費の金額と、それと実際に使われている予算ですけれども非常に開きがある。そしてまた19年度は教育長数字取り上げませんでしたけれども、私2回に聞いたときはたしか100万円を切っている学校図書の購入だったのではないかと思うんですけれども。成績に関しては私もさっき教育長がおっしゃったように、特定の一部であるしまたたった一日の成績で云々ということは言えないのではないと思いますけれども、子どもたちに学ぶことの楽しさを教えるという点からも、読書というのは非常に大事なものだというふうに考えています。

それは、子どものときだけではなくて、大人になってからもより豊かな生活を送ってい

ける習慣だというふうに私自身が考えているからですけれども。

第2回定例会の質問のときにも述べましたが、いま本当にこの美唄市の財政が厳しい中、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、何が大切かということを改めて教育長に考えていただきたいと思うんです。

私はあのとき、静岡県 of 掛川市とそれから宮崎県の綾町の例を取り上げましたけれども、どちらの自治体も非常に厳しい中でも教育費は削らなかったと、子どもに対するお金と、それと市全体とのお金との違い、それを教育長自身がリーダーシップを取って学校図書費に関しても、確かに図書館の児童書の貸し出しもいいです。しかしながら子どもたちの算入されている金額、満額をもってこいとは言いませんけれども、それにしても余りにも少ない金額ではないかというような金額ではないかというふうに考えておりますし、子どもに読書の大切さを植え付けるにはまず何よりも子どもたちにゆたかな読書の環境を与えることが大事だというふうに考えておりますので、その点について教育長にお伺いしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問に順次お答えします。

はじめに、ごみ有料化に伴う減免についてであります。有料化に対する減免は子育て支援の視点で行っているものでございますので、今後ともこのような考えで進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。

ごみ処理につきましては広域処理が基本であると考えておりますが、本市としては生ごみを含め費用対効果の視点から自己処理も含めさまざまな処理方式について検討を進めているところでありまして、今後の協議会の動向を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

ごみの分別につきましては、リサイクル率の向上を図るため、必要に応じ分別品目の選定、拡大について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の皆さんとの話し合いの場づくりについてであります。まちづくり懇談会などを有効に活用し、広く市民の皆さんのごみの問題に対するご意見を伺いながら、今後ともごみの減量化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、妊婦一般健康診査についてであります。本市におきましては妊娠期の健康診査受診率が高いものの、母体や胎児の健康を保ち、妊娠・出産に係る経済的な不安の軽減のため健康診査は重要と考えておりますことから、国の通知や道と北海道医師会の協定内容を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、特定健診等の自己負担についてであります。特定健康診査に関する自己負担につきましては、課税世帯は健診費用の3割、非課税世帯は1割の自己負担を求めるよう国から考えが示されております。

平成20年度の特健健診費用に対し、3割負担では1,500円程度になるものと計算されますが、受診率の向上を図ることと、受診者の負担増の兼ね合いから、基本健康診査の自己

負担金を参考に定めてまいりたいと考えております。

特定保健指導についても同様の考えが示されておりますが、多くの方に参加していただくことが大切であり、また現行の保健指導については自己負担がないことなどを考慮し決定してまいりたいと考えております。

なお、後期高齢者の健診費用の自己負担につきましては、本市においても広域連合の方針に基づき1割分を自己負担とすることで検討しているところでございます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、耐震の診断についてでございますけれども、このことにつきましては各学校、児童生徒の安全・安心ということを第一に十分その点に配慮しながら明年度から進めてまいりたいと考えているところでございます。

私どもといたしましては、できるだけ早い時期にこの診断が実施できますように、最大限努めてまいりたい、このように思っております。

次に、学校図書ということでございます。

子どもたちが健やかで、また心豊かに成長するときに、この読書というものは大変異議あるものでございますし、また学びの中におきましてもすべての教科の根底、基本をなすものがこの読書であるところと考えているところでございます。

こうやって考えますと、この読書の形、役割、意義というのは大変本当に大切なことでありますので、これは先ほどお答えいたしましたけれども、市立図書館の蔵書の活用等含

めまして、今後さらに現有図書の活用を図るように努めてまいりたい。また、家庭等に対しましてもこういった読書の果す、役割、重要性を訴え、家庭・学校・地域みんなあわせてこういったことに努めてまいりたい、このように考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

3 番五十嵐 聡議員。

●3 番五十嵐 聡議員（登壇） 平成 19 年第 4 回定例会にあたり、大綱 3 点について市長、教育長にお伺いいたします。

大綱の 1 点目は環境と自然エネルギーについて。

本市はこれまで人と自然が調和したまちづくりをめざし、生活環境の向上や良好な都市環境の形成を図ってきており、本年は宮島・湿地センターを拠点とし、道内のラムサール登録湿地市町村の子どもたちを対象にした、体験環境学習や宮島沼周辺の美化活動など環境学習を実施してきたと聞いております。

このほかに、環境に対する取り組みとして雪を自然エネルギーとして利活用することを目的として、平成 9 年に産学官の構成による美唄自然エネルギー研究会を設立して、これまでさまざまな調査研究を重ねていることは承知しております。

ことし 10 年を経過し、これまでの取り組みと実績や成果についてお伺いをいたします。

また、来年 7 月北海道洞爺湖サミットが開催され、主要テーマに環境があります。これまでの美唄市自然エネルギー研究会の取り組み実績から、サミットで参画することができないのかお伺いいたします。

大綱 2 点目は農業行政について。農地・水・

環境保全向上対策について。

国民共有の財産である農業地・農業用水などの資源は、農村の過疎化、高齢化などの進行で集落機能の低下や適切な保管・管理が困難となってきた現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成などの多面的機能の発揮をめぐる要請と、ゆとりの安らぎといった国民の価値観などの変化も加わり対応が必要になっていることから、国は平成 17 年の経営所得安定対策大綱及び平成 18 年の経営所得安定対策実施要領に基づき、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域振興を進めるために、平成 19 年度から 23 年までの 5 カ年間、農地・水・環境保全向上対策を実施することとしました。

本市では、この対策に対応し 19 の組織が設立され、市はこれら組織が取り組む農地や水を守る効果の高い共同活動などを支援し、本市農業の持続的発展と緑豊かな農村環境づくりや安全・安心な食料の供給、農村のコミュニティの維持、活性化につなげるために、第 2 回市議会定例会に北海道農地・水・環境保全向上対策協議会への負担金、7,060 万円の補正予算を提案され、議決を得たところであります。

各活動組織の共同活動の取り組みはほぼ終了したと聞いておりますが、市全体の交付金額と活動内容、また市はこの対策に伴い既存事業の実施を見送ったものもあるように聞いておりますが、その内容を伺います。

あわせて、今後の課題と来年度の活動内容及び予算の見通しについてもお伺いいたします。

次に、昨年4月農業団体合意のもと設置しました農業支援センターについてであります。私も農業者の1人として農業支援センターの麦、大豆などの技術指導のほか、若手農業者を中心とする勉強会、農業塾や農家の主婦、女性を対象とした勉強会、女性セミナーの開催、また、昨年本市の秋まき小麦に大きな被害をもたらした褐色雪腐病の発生のメカニズムや被害の実態把握と対策を取りまとめた美唄の畑作を考えるなどの報告書の発行など、さまざまな活動に対し高く評価をいたしております。

この支援センターの活動の中心になりましたのが、道から本市に出向されております西川普及委員であり、西川主幹の麦、大豆の生産技術の向上に対する指導力が大きかったものと認識しております。

農業支援センターのこの2年間の技術指導や、農業塾、女性セミナーの具体的な取り組み・成果、併せて今後の支援センターの考え方についてお伺いいたします。

次に、これまでもお聞きしてきました食の駅について。

食の駅は本市の持つ地域資源をいかし、農業を中心にさまざまな交流活動にも必要な施設と考えております。

一昨日、建設関連の業界紙などに食の駅の構想に関する記事が報道されましたが、現在までの市の検討プロジェクトや食の駅市民検討委員会の開催状況や検討内容、場所の選定や施設の内容、機能、概算事業費、併せて食の駅構想の公表までのスケジュールをお伺いいたします。

大綱の3点目は、教育行政について。

全国学力学習調査、いわゆる全国学力テストについてであります。同僚議員の質問に対する答弁で理解ができましたので割愛させていただきます。

次に、問題行動調査について。

2006年度に全国の国公市立の小中高校が認知したいじめは12万5,000件、いじめが原因とみられる自殺者も6人、道内は7,900件で全国平均8件を上回る13件。管内では岩見沢75件、滝川66件、深川51件。いじめの定義を被害者の気持ちを重視する形に改めたことにより一気に跳ね上がりました。また、校内暴力についても前年度から約1万件ふえ、過去最多との報道がありました。

本市における不登校、いじめなどの問題行動の現状と対策についてお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

はじめに、環境と自然エネルギーについて、これまでの取り組みと今後についてですが、本市の雪エネルギーの取り組みは、平成9年に設立された「美唄自然エネルギー研究会」を中心として、今日まで環境に優しい雪冷熱に関する調査・研究を行ってまいりました。

この間の調査・研究をもとに、これまで賃貸マンションへの導入をはじめ、雪蔵工房、コミュニティホームやケアハウスハーモニー、さらにはゆ〜りん館など7つの施設に雪冷房施設が導入されております。

また、雪の持っている特性を検証するため、シックハウス症候群の要因となっている有害物質の削減効果や味噌、漬物などの低温貯槽

による熟成成果・桜の開花調整などの実証実験を行い、一定の効果が確認されるなど先駆的な取り組みを行ってきました。

これらの成果としましては、北海道新聞社の「北みらい奨励賞」をはじめ、経済産業省の「新エネルギー庁長官賞」や北海道の「第1回新エネルギー大賞」など、数多くの機関・団体から表彰を受けております。

次に、北海道洞爺湖サミットの取り組みがありますが、「環境」を主なテーマとしていることから、「美唄自然エネルギー研究会」がこれまで取り組んできた雪エネルギー利活用の研究実績を公表し、一層の普及を図る好機と捉え、現在サミット事業への参画をめざし窓口となっている北海道サミット推進局等へ働きかけを行っているところと承知しているところでございます。

次に、農業行政について、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、交付金の対象面積は約 8,390 ヘクタールであり、総額は 2 億 8,240 万円と見込んでいます。また、活動内容はこれまでに用排水路等の点検、補修や施設周辺の草刈りのほか、地域ぐるみでハーブ等の植栽やごみ拾いなどを実施し、来年 2 月から 3 月にかけて融雪剤を散布する予定となっております。

また、本対策の実施により、良食・良食味米生産対策で計画していた農薬の配布を中止し、草刈りの徹底による環境防除に取り組んでいただいたところでございます。

また、各組織の活動は協定書の活動計画を 5 カ年間継続することとなっており、本年度同様の活動内容になるものと思われます。

また、今後は各活動組織の各構成員の拡大

を促進するほか、来年度の予算化に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業支援センターについてでございますが、昨年 4 月の設置以来今日までの活動としましては、麦・大豆の品質向上に向けた栽培技術普及として「現地研修会」、「水分調査」、「生育調査」などの現地での講習会を 107 回、延べ 1,040 名の参加の下で実施したほか、営農技術情報として 32 回の情報紙を発行してきたところでございます。

こうした活動の積み重ねが麦・大豆の品質向上や収穫量の増につながったものと考えております。

次に、若い農業者を対象とした「農業塾」についてでございますが、大豆の生産コストと採算コストについて「講習会」や、「麦の生育経過と大豆の管理作業」などについて 11 回、延べ 409 名の参加を得、講習会を開催してきました。

次に、経営意欲の高い女性農業者の育成としての「女性セミナー」につきましては、「病虫害の発生と防除の基礎」や「イチゴと緑肥栽培」などについて 7 回、延べ 110 名を対象に講習会を行ったほか、地元産の大豆や初冬まき小麦「春よ恋」の粉を使用した調理試食会を開催いたしました。

いずれにいたしましても、支援センターの活動は麦・大豆の生産向上のほか、若い人たちや女性など農業者の育成など大きな成果があったものと考えております。

今後の支援センターのあり方につきましては、関係機関・団体及び美唄市農業支援センター運営委員会等で十分協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、食の駅についてであります、食の駅基本構想市民検討委員会につきましては、現在まで4回の検討員会を開催したところでございます。

第4回市民検討委員会において、構想の検討にあたっては部会による検討が望ましいとの意見があり、施設部会、直売・加工部会、管理・運営部会の3部会を設置し、それぞれの部会で具体的に意見やアドバイスをいただき、順次構想の策定に反映させている状況にあります。

次に、場所の選定についてであります、市内プロジェクトにおきまして、平成18年度に5地区の候補地を交通条件や環境条件、造成条件、行政条件及び地域特性等の評価を行ったほか、参考として用地費や造成費を加味し、比較検討をしたところであります。

この比較検討において、市街地地区、癸巳地区、茶志内地区の3地区に絞込み、さらに地域特性やそれぞれの課題を考慮し、茶志内地区での中学校の統合に伴い移転する茶志内小学校跡地が候補地として望ましいとの検討結果に至っております。

次に、施設の概要についてであります、道の駅の基本施設としては駐車場やトイレ、「農産物直売所」「特産物・軽食販売所」「飲食施設」「農産物加工施設」「情報発信施設」「フリーサイト」の設置等を検討しております。

次に、概算事業費の推計についてであります、市内プロジェクトや市民検討議会において既存校舎を活用するなど多額のコストをかけない方向で議論を進めているところでございます。

次に、構想の公表についてであります、これらの検討を踏まえ、今年度内公表に向け取り進めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

本市における児童生徒の問題行動等の現状についてであります、平成18年度の調査におきましていじめが13件、不登校児童生徒が22名、非行等の問題行動につきましては28件報告されております。

いじめ・不登校につきましては増加傾向を示し、非行問題等も憂慮すべき状況と考えているところでございます。

いじめの件数増加につきましては、いじめの定義の変更やいじめに対する危機感が、学校や保護者等に十分浸透した結果であると受け止めております。

教育委員会といたしましてはいじめ対策に資することを目的として、文部科学省が作成いたしました「いじめ問題に関する取り組み事例集」などを各学校に配布するとともに、児童生徒及び保護者からの情報を幅広く受け止めるために、市教委で開設している子どもテレフォン相談、適応指導教室相談電話など3つの相談電話を周知する取り組みを行っているところでございます。

次に、不登校児童生徒の増加につきましては、その原因は多様化しておりますが、コミュニケーション能力の不足による人間関係づくりがうまくいかないことや学業不振などから不登校になるケースが増えていると分析しているところでございます。

教育委員会といたしましては、不登校児童

生徒の現状をより細かく把握し支援するため、学級担任等と個別に適応指導教室指導員が情報交換を行うなど、より積極的な対応を行っているところでございます。併せて、中学校2校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒がみずからの内面を相談しやすい体制づくりに努めているところでございます。

次に、非行等の問題行動についてであります。暴力事件等の重大な非行事故は、各学校における組織的な生徒指導体制の充実や学校間の共通理解により発生していないところでございます。しかし、さまざまな要因が複雑に絡みあっている深夜徘徊や万引き等の問題行動は発生しておりますことから、学校だけではなく警察署や児童相談所との連携を図り、対応に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、学校・家庭・地域社会が連携を深め一体となって本市の児童生徒の望ましい成長を支えていくことが重要であると考えており、その充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 申し遅れましたが、先ほど五十嵐議員の発言において、通告にありました全国学力テストにつきましては割愛したいとの旨の発言がありましたので、議長において措置いたします。

3番五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 この場から1点質問させていただきます。

本市はいま市立病院再編の大きな課題を抱え、今後におきましてもますます財政状況が厳しくなっていくものと考えられます。改めて食の駅の目的と必要性、併せて建設予定について市長にお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

食の駅についてであります。本市の農産物や特産物など多くの「地域資源」を活用し、農業を中心として商工業や観光などの連携により、地域経済の活性化やまち全体の活力を誘導し、本市が緊急に取り組むべき重要施策である「経済振興」や「交流の促進」を図るための中核施設として必要と考えておりまして、21世紀まちづくりプラン後期基本計画内での実現をめざしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

11番土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） 平成19年第4回市議会定例会にあたり、大綱2点につきまして市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱1点目についてであります。産業振興対策につきまして、市長にお伺いをいたします。

わが国はエネルギー政策の転換により、石炭から石油へと流れが大きく変わり、そのうねりの中に本市も巻き込まれ、産業構造の大転換が迫られることになり、東明工業団地、続いて空知団地の造成を行い、地場産業の育成や企業誘致による振興を図ってきたところであります。バブル経済が破綻して以降、さらに大きな波に飲み込まれ悪化の一途をたどってきているところであります。1つ目に、本市の産業を一定の区分けをした中で、各分野の推移を踏まえた現状と今後の見通しについて伺います。

2つ目は、国内の景気回復による企業活動も活発化しつつあるということで、北海道にもさざ波程度の余波が押し寄せているとのことですが、その波も胆振東部、あるいは石狩地区にとどまり、美唄市周辺においては微塵も感じられないのが実態であります。

よって、美唄市が持つあらゆる人脈をいかし、あるいは前段申し上げた地区に立地する企業の関連等を含めた企業誘致策についてお考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

3つ目は、こうした社会構造の変化やそれに伴い地域間格差が増大し、地方に大きなしわ寄せがきているのが実態であり、そうしたことを受け、国も情報を媒体とした地域活性化を図るべく、地域ICT利活用モデル構築事業を立ち上げ、北海道では唯一美唄市がモデル地区として指定をされたわけですがけれども、この事業の概要、そのシステムの内容についてと、今日までどのような取り組みをされてきたのか、まずお伺いをいたします。

大綱2点目は、アルテピアッツァ美唄についてであります。国際的な彫刻家と言われる本市出身の安田侃氏の作品を通して、文化と芸術をあわせ持つ癒しの空間として今日まで市内外の多くの関心を集めてきたところであり、美唄市を代表する財産の1つと言えると思うところであります。

そこで、施設のスタート以来、相当の年月が経過したところでありますが、改めて確認の意味も込めまして次の5点につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

1つ目は、取り組み開始から今日までの相対的な経過について。

2つ目は、着手以来現在までの整備に係る主な事業費と総事業費はどの程度になっているのか。

3つ目は、開設から今日までの特徴的な年次を含めた来訪者数の推移とその総数、及びそのうち市内・市外の、概算的でも結構ですので、その割合についてお示しをいただきたいと思います。

4つ目は、作品の展示数、その状況、そのうち市が購入した作品数とその金額。またこれらの整備や管理はどのようなになっているかもお伺いをいたしたいと思います。

5つ目は、昨年から本年にかけて整備をされた体験工房の利用状況につきましてお伺いをいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

はじめに、産業振興対策について、市内各産業分野の現況等についてであります。製造業につきましては出荷額で申し上げますと、昭和60年以降着実な伸びをみせ、平成7年には280億円を超えましたが、平成18年調査では157億円、また事業所・従業員数でも平成5年の86社、1,924人をピークに、平成18年には60社1,005人と減少してきております。

このことは、生産拠点が海外にシフトされたことなどにより、大きな影響が出たものと認識しているところでございます。

次に、商業についてであります。年間販売額では平成3年の455億6,000万円、商店数・従業員者数では昭和63年の475店2,275人がピークとなっておりましたが、平成16年

調査では年間販売額は約 290 億円、商店数は 281 店、従業員者数は 1,638 人と減少しております。

このことは人口の減少のほか、消費購買力の市外への流出が大きな要因と考えられるところでございます。

農業につきましては、平成 10 年には農家数 1,194 戸、総生産額が 95 億円、平成 19 年には農家数 923 戸、総生産額が 78 億 1,000 万円と減少しており、米価下落などが大きな要因と考えているところでございます。

次に、建設業では昭和 61 年に、事業所は 193 社、従業員者数は 2,487 人でしたが、平成 16 年調査では事業所数は 126 社、従業員者数は 1,407 人と減少しており、ここ 3、4 年の減少率が大きくなっているところでございます。このことは、公共事業の減少や個人住宅の新築減などが考えられます。

情報サービス業につきましては、平成 8 年には事業所が 4 社、従業員者数は 28 人でしたが、平成 16 年には事業所数は 2 社で、従業員者数は 37 人となっており、横ばいで推移しているところであります。

いずれにいたしましても、本市経済は極めて厳しい状況にあります。地域経済を支えている各産業の活性化を図ることが重要な課題でありますので、今後におきましても地場産業の振興や新産業の創出、中心市街地の活性化の推進を図り、さらには産業間の連携による地域内循環型経済の構築を目指し、市内経済の活性化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致対策等についてであります。北海道においては主に自動車産業を中心

として企業立地が行われており、立地件数は 4 年連続で増加しております。しかし、地域としては苫小牧市等の道央地域を中心とした立地に限られており、その他地域においては依然として厳しい状況が続いております。

本市におきましては、最近 I T 産業や製造業分野の企業が空知団地を現地視察する件数が増加の傾向にあることから、今後におきましても企業ニーズや動向を十分に踏まえ、道と連携しながら企業誘致を積極的に進めるとともに、東京美唄会等、本市が持つ人脈を最大限いかした企業誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

また、本年 6 月に「企業立地促進法」が施行されたことから、北海道において美唄市を含む空知地域を苫小牧市や千歳市などの産業集積の中核地域に対する「波及展開地域」として位置付け、企業立地の促進を図ることとしており、現在道において計画策定のための協議会設立に向けた取り組みが進められているところです。

本市においても、この計画に参画して企業立地の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域 I C T 利活用モデル構築事業についてであります。この事業は総務省が平成 19 年度、新たに創設した全額補助の委託事業で、市町村を対象として地域の活性化や課題を解決するための手法として情報中心技術である I C T を利活用し、全国のモデルとなるシステムの構築を行うものです。

本市は、農産物や特産品による美唄ファンの獲得をテーマとして採択となりました。その内容といたしましては、「情報提供・収集シ

システム」や、「農産品・特産品販売管理システム」、「顔の見えるインターネット直販システム」、「地域コミュニケーションシステム」をポータルサイトに連結し、このICTを最大限に活用して農産品及び特産品などさまざまな地域資源を全道、全国に発信し、本市の知名度を高め、「美唄ファン」を獲得し、魅力あるまちづくりを目指すものとしております。

これまでに総務省から委託を受け、公募型プロポーザルの募集を行い、システム開発事業者を決定し、システムの開発を進めているところです。

この間、行政・農業及び商工団体・生産者・消費者等によるICT利活用モデル構築事業推進委員会を発足し、これまでに3回の会議を開催し、アグリビジネスコンサルティングやブランディング推進などを行っております。

今後につきましては、より多くの農業者や商業者並びに住民の方が事業を理解し、参加をいただくため、ブランディング推進セミナーを開催するほか、ホームページ開催を予定しております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、アルテピアッツァ美唄のこれまでの取り組み経過についてであります。アルテピアッツァ美唄は、栄小学校が昭和56年に閉校となった後、地域体育館として使用していましたが、人口の減少と高齢化により体育館としての利用もなくなり、施設を活用した地域づくりを検討しておりましたところ、安田侃氏からの提案もありまして、平成3年から「芸術文化交流施設」として整備を開始

したものでございます。

主な整備の状況といたしましては、平成4年度に体育館を利用したアートをスペースを、平成8年度に水の広場を、平成11年度に校舎を利用した市民ギャラリーを整備し、平成18年度には喫茶室を併設した体験工房を建設いたしました。

次に、これまでの事業費についてであります。まず、事業費の主なものといたしましてはアートをスペースの整備に5,222万円、水の広場の整備に8,701万円、市民ギャラリーの整備に8,717万3,000円、体験工房の整備に5,196万2,000円で、整備費の合計が6億8,763万4,000円、管理運営費の合計が1億5,241万4,000円で、総事業費は、作品の購入も含めまして8億4,004万8,000円でございます。

次に、来訪者数の推移についてであります。オープン後の平成4年度は2,661人。市民ギャラリーができた平成11年度は1万2,936人で毎年増加の傾向にありましたが、特に平成15年の天皇陛下の行幸啓を機に3万人前後の来訪者となり、平成18年度は3万2,692人で、オープンからの総来訪者数は31万5,854人となりました。

また、アートをスペースの行事などを除く一般来訪者の割合は、おおむね市内2割に対して市外8割となっております。

次に、作品の展示状況についてであります。現在安田侃氏の彫刻はアートをスペースに6点、ギャラリーに15点、喫茶室に1点、屋外に19点の合計41点を展示しています。そのうち14点が市で購入したもので、購入金額は1億8,650万1,000円でございます。そ

の他 27 点は作者と寄託契約を結び市が管理をしております。

寄託作品はあくまでもお預かりしている作品であり、整備につきましては市の財政状況を勘案しながらアルテピアッツァ美唄整備基金の活用なども検討してまいりたいと考えております。

次に、本年 4 月に供用を開始いたしました体験工房の利用状況についてであります、11 月末現在で述べ 1,112 人の利用がありました。

内容といたしましては、指定管理者の自主事業でオープン以来毎月やっております「心を彫る授業」の 387 人をはじめ、絵本原画展や中学校の美術の授業、サークル活動等のほか、道内の高校や大学にもご利用をいただいております。

また、併設しております喫茶室の利用者数は、同じく 11 月末で 9,280 人となっております。

●議長林 国夫君 11 番土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員 それぞれのお答えをいただきまして、ありがとうございます。

改めて、私の方から何点かにわたりましてお尋ねをしたいと思いますけれども、まず企業誘致についてでありますけれども、先ほどご答弁をいただきました中で、まず美唄の産業の状況というものを聞かせていただきますと、本当に惨憺たる状況に近い内容になっているというふうに思わざるを得ないわけでありまして、鍋で言いますと底にへばりついてどうにもならないというところまできているのかという感じさえする状況ではないかと思うわけでありますけれども、言い換えてみれ

ばこういった中でやはりしっかりと模索をしながらこの経済というものの建て直しをしていかないと、ここの数字の中で示されておりますように、やはり事業所数が減っていく、それにつられていわゆる若者が、働く場所が減少していくということで、若者が流出をしていく、そのことが美唄市の大幅な人口減につながっていくということで、悪循環の図式につながる、そういう懸念すらあるわけでありますけれども、そういった中でいま全国的に景気の動向というものが少し上昇しているということで、実は先般総務・文教常任委員会で愛知県の 3 市を対象に行政視察をさせていただいたわけでありますけれども、そういった中で、特に体で感じた部分になりますけれども、いわゆる愛知県の勢いというものはまさにすごいものがあるなというふうに体感をしたわけでありますけれども、まさにトヨタ自動車を中心とする自動車関連産業、非常に伸びが著しいということがあって、私も宿泊をしたホテルで朝新聞に目を通していますと、いわゆるそこには名古屋を中心としたところに立地をしている企業が、やはりその中で手狭になったということで、いわゆる比較的交通アクセスのいい、そしてまた地価が安いというところを目途として企業進出をすることで、何々町に何々会社が進出を決定、あるいは何々市に進出が決定ということで、連日にわたって、2 日間目を通してきたわけですが、2 日ともやはり新たな地に企業が進出をすると、そういった内容が載っていたわけでありますけれども、そういった風というものが、先ほどの答えにもありますように、なかなかこちらの方まで波及はしてこ

ないと、そういう状況の中で、この6月に企業立地促進法というものが施行されて、いわゆる地方にも少しそういった風を、空気を送ろうというような法律ではないかと思えますけれども、それについてもやはり道の考え方の中ではやはり苦小牧を中心とした地域を中核都市ながら、いわゆる空知、あるいは美唄についてもその周辺にあたるということでは急展開地域ということで位置付けを図るというようなことでありますけれども、この法律の内容と、それからまた主にどういった業種をさして考えているのか。また併せて、その中に美唄市が位置付けをされているというような話を伺ってございますけれども、本市としてこういったことをどういかにして今後対応されようとしているのか、まずその辺1つお伺いをしたいというふうに思います。

次に、地域ICTについてでありますけれども、お答えの中に非常に横文字が多いものですから、中々その意味について理解をするところに至らない部分もあるわけでありましてけれども、いずれにしても一定の時期を目途にということで運用を開始して、美唄ファンというものを大いに獲得をするということでありますから、また、この地域活性化を促す事業であるというこの地域ICTについては、市長はこれまでも市内各地において、この市民説明会の中で、この3カ年にまたがるこの事業については、いわゆる国の全額補助ということもあるということで、毎年度の評価はあるようでありますけれども、しかしながら美唄にとっては非常に絶好のチャンスであるということで、これをしっかりと捉え、そしてまた美唄の名というものを全国に発信をす

る、そういう場にしたいというふうに訴えておられたのを、私も何度かお聞きをした、そういう記憶があるわけですがけれども、私もぜひともそうなることと願うものでありますけれども。

ただ、しかしながら当面どのような課題が残されているのか、また、併せて時間的に非常に制限をされた形の中でスタートに結び付けていかなければならないということで、いわゆる参加者をどう募り、そしてまた確定をし、さらにメニューをどうするのか。また加えて参加者自体がどういった役割を受け持つのか、こういったこともしっかりと理解を含めて、またいわゆる操作のことも当然理解をしていただかなければならないわけですから、そういった部分について、それらも含めた当然デモンストレーション、そういったこともしていかなければならないのではないかとこのように思いますけれども。

それらを踏まえてより確実性を増していくためには、いわゆる関心のある人を集めるというばかりではなくて、やはりそこに出向いていく、現場に出向いていく、あるいは直接会って相手方とマンツーマンでの対応というものがまたこれ当然生じてくるわけでありましてけれども、しかしながらそういった状況の中ではやはりいわゆるチーム一丸となった対応というものがこれから求められていくと思いますし、またさらにはこの事業の成否というものが、先ほど同僚議員の方からもお話がありました食の駅構想にも、当然つながっていくのではないかとこのように思うものでありますから、この辺のところについて先ほどご答弁から感じ取られるとすれば、やはりこ

れちょっとその場な的な感じを私は受けたものですから、これらについて成果あるものに結び付けていくためにもぜひとも改めてそのあたりについてより具体的にお話をいただければというふうに思いますし、また併せてこの運用の開始の時期をどの時期と捉え、そしてまたどういった内容で、どの程度の規模になるかもお示しをしていただければというふうに思います。

次に、教育長にお尋ねをいたしますけれども、展示作品の管理についてでありますけれども、41点にも及ぶということでもありますし、またそのうちに購入作品だけでも金額にすると1億8,600万円を超えるということですから、その価値は押して知るべしという感じはするところでもありますけれども、ただ聞くところによりますと、こうした展示をしている作品についてかつては保険をかけてそれを管理していたというお話も聞きましたけれども、現在はどうもその辺についてどのようになっているかということがちょっと私も聞いていない部分もあるものですから、その辺についてどのようになっているのか、ひとつお示しをいただきたいというふうに思います。

また、整備基金についても触れられておりましたけれども、その内容と運用の考え方についても併せてお尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、施設の維持・管理運営について、指定管理者のNPO法人アルテピアッツァびばいに委託をしているということでありましたけれども、業務遂行にあたって関係者のお話をお伺いしますと、実施事業についても相当

工夫を重ねて努力はされているようでありますけれども、なかなか運営状況については厳しいものがあるというような話も実は伺っておりますけれども、そういった状況について、いますぐという部分はなかなか対応が難しいかもしれませんけれども、今後においてどのようなお考えをもって対処されようとしてされているのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

また、それぞれお考えがあるわけですが、市民の皆さんの間にはこの整備を進めてきた施設についてもいろいろと声があるようでもありますけれども、そういった声も届いてはいると思いますけれども、そういったことを踏まえて今後どのように位置付けを図っていこうとされているのか、その辺についてお伺いしたいと思いますし、明年この洞爺湖サミットが開催をされるわけでもありますけれども一部の報道等によりますと、市町村との交流計画の中においてイタリア首相の来訪の可能性について触れられていたわけでもありますけれども、その等についても併せて知りえる情報があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

はじめに、企業立地促進法についてですが、道の計画では、苫小牧市や千歳市等の自動車産業の集積が進む中核地域に対して、空知地域は中核地域からの波及が望める地域として、波及展開地域に設定して施策を講じることとしておりまして、北海道において広域的な産業の集積を図り、地域経済の活性化

を目的とするものでございます。

設定する地域には、自動車産業やＩＴ産業など、数種類の集積促進区域が検討されておりますが、現段階は計画を策定する協議会の設立作業の段階でありまして、美唄市といたしましてはこの協議会に参画して計画の実現を図り、企業立地につながるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業に係る当面の課題等についてであります。本事業に数多くの意欲ある参画者を募ることが課題と考えておりまして、自治体職員、商工会などの企画者、生産者、アグリビジネスに興味を持つ方々を対象に、それぞれのテーマによるブランディング推進セミナーを開催するほか、データベース化のための「人や物」の情報収集とあわせ、さらにこの事業趣旨の説明を行い、参画者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、運用開始までには推進協議会や事業の参画者等を中心とした地域一体となった取り組みとなるよう努めてまいります。

次に、運用開始時におけるポータルサイトについてであります。220 件以上のデータベースの構築につきまして 400 ページ以上のメニューの希望をめざしているところでございます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、作品に対する保険についてであります。財政事情等によりまして、平成 17 年度から保険金をかけていない状況にございます。寄託作品に事故があった場合は、市が

評価額の 50%相当の対処をすることとなっておりますので、作品の管理にあたりましては十分に意を用いてまいりたいと考えております。

アルテピアッツァ美唄整備基金につきましては、施設の整備資金に充てるために、平成 17 年に設置したものでございまして、趣旨に賛同する方々の寄付などにより、18 年度末現在の残高は 1,456 万 1,000 円となっております。

今後とも基金の充実に努めながら、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理費についてであります。指定管理者のＮＰＯ法人はアルテピアッツァ美唄及び周辺環境を適切に維持・管理・保全しながらその環境をより有効に利活用するための運営を行うほか、地域の芸術文化の振興や炭鉱にかかわる歴史遺産を後世に伝える事業などを行うことにより、21 世紀の地域創造に寄与することを目的として設立され、その活動は会員の会費や各種自主事業の収入などによりまかなわれております。

指定管理の委託料につきましては、施設の管理・運営に要する経費につきまして、指定管理者のＮＰＯ法人と仕様等につきまして協議し積算してきたものであり、今後におきましても、十分指定管理者と運営管理について協議を進めてまいりたいとこのように考えております。

次に、アルテピアッツァ美唄の今後についてであります。平成 4 年のオープンから徐々に整備を進め現在に至っておりまして、この施設につきましては、いろいろな評価があると承知をしておりますが、彫刻と自然が

つくり出すアルテピアッツァ美唄ならではの空間は、人の心を和ませて柔らかい感銘を与える空間として、多くの皆さんの共感を得ているものと考えております。

今後におきましても、アルテピアッツァ美唄ならではの空間を維持できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また明年、北海道洞爺湖サミットが開催されますが、その中で北海道がG8各国首脳と市町村の交流を計画しておりまして、本市といたしましても安田侃氏とかかわりの深いイタリアを相手国として応募をしているところでございます。

内容といたしましてはアルテピアッツァを視察していただくほか、子どもたちとの交流の場を持ちたい、このように考えております。

訪問地の決定は年明けと聞いておりますが、ぜひともこの機会を得てアルテピアッツァ美唄と美唄市を内外に紹介したい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 11 番土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員 市長に 1 点だけお伺いしたいと思いますけれども、地域 I C T の関係についてですが、いまほど私のお尋ねさせていただいた中で、このサイトについて 220 件、それから 400 ページということで市長の方からお答えがあったんですけれども、私は運用開始、そういった部分の中でそれだけのものを積み重ねていって、いずれかの時点で当然これはスタートをしなければならないわけですが、その時期をどの辺と捉えられておられるのか、また改めてちょっとお伺いを、先ほど時期の明示がなかったものですから、時期をどの辺というふうにお考えなのか、そ

れだけちょっとお尋ねをしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 地域 I C T 利活用のモデル構築事業、ちょっとよくわからないような事業ですけれども、これにつきましては総務省が全国に最終的に 29 カ所、これは委託事業ということだったんですけれども、国の方でいろいろ大臣が何回もかかわりまして、事業が遅れていまして、国が自治体と契約するのが非常にずれ込みました。この関係で作業がいま遅れている状況でございますけれども、いまいろいろな関係者の声を反映させながらいまその努力をしておりますけれども。

いずれにしても今年度の事業でございますので、年度内には供用開始をせざるを得ないのではないかと、そういうことで年度内の供用開始に向けていま全力でいろいろと取り組んでいるところでございます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 3 1 分 延会